

# 千葉県 産科婦人科医会報

(第63号 平成18年6月)

千葉県産科婦人科医会

日本産婦人科医会

千葉県支部

日本産科婦人科学会

千葉地方部会

# CONTENTS

## <巻頭言>

代議員会・総会挨拶	支部長 八田 賢明	1
会員による会員のための組織をめざして	地方部会長 河村 勇	2

## <代議員会・総会報告>

平成17年度事業報告（全体）	3
平成17年度事業報告（事業部）	5
積立金期中移動報告	9
平成17年度収支決算（本部・収支）	10
平成17年度収支決算（支部・収支）	11
監査報告	13
平成17年度特別事業収支決算（公開講座）	14
平成18年度事業計画（事業部）	15
平成18年度収支予算（本部・収支）	19
平成18年度収支予算（支部・収支）	20
日本産婦人科医会千葉県支部会則（一式）	22
日本産科婦人科学会千葉地方部会会則（一式）	34
千葉県産科婦人科医会会則	45

## <県医師会ニュース>

平成18年度日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会 総会 母体保護法講習会	支部長 八田 賢明	47
---	-----------	----

## <医会活動から>

平成17年度学術研修会実施一覧	49
-----------------	----

## <学術の窓>

日本産科婦人科学会千葉地方部会学術奨励賞を受賞して 山口病院 山口 曜	51
-------------------------------------	----

## <社会保険情勢>

社保だより	担当理事 十河 正寛	53
-------	------------	----

## <役員会等報告>

平成17年度第3回合同協議会議事録	山口 曜	57
-------------------	------	----

## <事務局だより>

会員の入退会・異動情報	60
-------------	----

## <編集後記>

広報委員 H・Y	61
----------	----

## 代議員会・総会挨拶

支部長 八田 賢明

5月といえ天候不順ですが、ご多用のところ代議員会・総会にご出席くださいまして有難うございます。

昨年から支部長という大役をお引き受けしましたが、この1年、取り立ててお役に立ったとは思えず、むしろ会員にご負担をかけて心苦しく思っています。

とくに、福島県立大野病院の事件に関しては、皆様から多大なご支援を頂き、千葉県としての面目を保つことが出来ました。ありがとうございました。

この一年、医会関係の各種集会に出席し、医会の存在意義が試されていると痛感いたしました。

看護師の内診問題では、議論は尽くされ、我々現場からの要望は本部を通じて国に提示され、今まさに、その回答を待っている状態です。進展がなく膠着状態のように見えますが、水面下では、われわれの要望に沿う動きがあるように聞いています。今度、「通達」を出した厚生労働省看護課長が交代したので事態が新展開することを期待しています。

医事紛争や医療安全に関しては、国民が「リピーター」を医道審議会にかけなかったことを国に訴え出て、それから医師に対する規制を厳しくしたと理解しています。

当医会支部においても、副支部長をトップに医会千葉県支部「医療安全委員会」を立ち上げ現状把握、会員向けの対策を検討するシステムが出来上りました。

いっぽう、千葉県医師会でも「医療事故だと思ったら—医療事故にあった時に見る冊子ー」を会員向けに作成し、配布予定になっています。

さらに、制度が期待されている「無過失補償制度」「裁判外紛争処理」に関しても、千葉大法医学部教授を中心にして、医療関係弁護士が加わり、準備が進められています。

千葉県が一番乗りの情報もいただいています。

次に、助産師需給見通しについてですが、医会の調査と、国の見通しでは大きな違いがあり、必要数と就業数との差、すなわち、不足数は、医会側は6,700人としているのに対し、国は1,800人と計算しています。実際、助産師が不足している分娩取り扱い施設は、医会の調査では、その7割とっていますが、国にはその認識がないようです。

日本医師会、本部の行動力を切望して止みません。

5月、千葉市で担当大臣による「少子化対策タウンミーティング」が開催されました。集会に参加した誰をも納得させる内容ではなかったということでした。

支部長として、残された1年、日本産婦人科医会の存在意義を確かなものにする何かを残したいと念じております。

一層のご支援をお願いいたします。

## 「会員による会員のための組織をめざして」

伊賀田 八 勇輔支那語学者 日産婦学会千葉地方部会 会長 河 村 勇

この5月で日産婦学会千葉地方部会会長の職務に従事して早くも一年が過ぎました。この間、千葉地方部会の平成17年度事業計画に基づき役員一致協力して活動・運営を行うことができ、これも役員、代議員および会員の先生方のご支援とご協力のお陰であると感謝しております。

一方、この一年間で千葉地方部会の活動・運営の面での問題点も浮き彫りにされ、新たな取り組みと改善が必要であることにも気づきました。産婦人科医師の減少、産科医療機関の減少、新研修医の育成、専門医制度の充実や女性医師の登用の他、医療情報の提供、患者の選択権、さらに個人情報の保護などという環境が地域医療の現場でも複雑な姿で問題視されています。

さらに福島県大野病院事件や地方医療機関での産科医師の欠員などがもたらす産婦人科医療環境の問題、地方部会長としての職務もあと1年足らずであり、このように今までになく厳しい環境の基でどのように取り組む必要があるのか、また千葉地方部会という組織に期待する会員のニーズを十分に把握・理解して、そのニーズにどの程度答えていけるだろうかなどという課題が私の脳裏に深く刻まれた、この一年間がありました。

そこで、少しでも上述の課題などに取り組むためにも手始めに千葉地方部会会則の改定が必要であると考え、平成17年度事業計画に地方部会会則検討委員会を設置し、協議を重ねて去る5月の総会において承認していただいた次第であります。

さて、地方部会長としての職務もあと1年足らずであり、私の脳裏に深く刻まれた問題を少しでも解決する努力をするために平成18年度事業として千葉地方部会あり方委員会を設置して種々の課題などに対しどのように分析し、どのように整理し、どのように取り組むことが必要かなどを検討して、千葉地方部会の充実に役立つように活動したい。

会員による会員のための千葉地方部会に発展するよう役員、代議員および会員の先生方のご支援およびご協力をぜひ今まで以上にお願いしたい次第であります。

## 平成17年度事業報告

母体保護法指定医師 316名

日産婦医会会員 430名

日産婦学会会員 555名

日産婦学会専門医 409名

(H18.1.1現在)

日付	内 容	場 所
4月2日～5日	日産婦学会総会に出席	京都
4月12日	経理監査を実施	県医
4月18日	総務打合せ会を実施	千葉市内
5月14日	代議員会、総会を開催	県医
5月22日	医会社保担当者連絡会議に出席	東京
5月27日	第1回定期役員会を開催	県医
5月29日	千葉県医師会長と面談	県医
6月1日	専門医申請、書類確認に来会	県医
6月2日	千葉県医師会医療安全委員会に出席	県医
6月4日	関東ブロック支部長会、役員会に出席	東京
6月9日	千葉県医師会医事紛争処理特別委員会に出席 専門医審査委員会を開催	千葉市内 千葉市内
	千葉県健康増進課訪問	千葉市内
6月12日	日産婦学会関東連合地方部会総会に出席	東京
6月18日	総務打合せ会を実施	県医
6月19日	日産婦学会専門医審査中央委員会に出席	東京
6月21日	支部社会保険委員会を開催	千葉市内
6月24日	第2回定期役員会を開催	県医
6月26日	日産婦医会代議員会に出席	東京
7月2日	関東ブロック会社保委員会に出席	東京
7月7日	小規模事業所・母性健康管理電話相談事業相談医連絡会を開催	千葉市内
7月14日	支部医療安全委員会を開催	千葉市内
7月23日	学会専門医制度認定2次試験実施	東京
7月24日	全国支部献金担当者連絡会に出席	東京
7月27日	千葉県医師会社会保険研究委員会に出席	県医
7月28日	支部広報委員会・システム委員会を開催	千葉市内
8月2日	千葉県医師会母体保護法指定医師指定審査委員会に出席	県医
8月25日	第1回合同協議会を開催	千葉市内
9月1日	合同研修会を開催	幕張プリンスホテル
9月11日	関東ブロック支部長会に出席	宇都宮
	関東ブロック協議会に出席	宇都宮
	関東ブロック周産期救急医療実態調査委員会に出席	宇都宮
9月18日	日産婦医会全国支部長会に出席	東京
9月27日	第3回定期役員会を開催	県医

◆ 代議員会・総会報告 ◆

平成25年1月度代議員会報告

登録者名　前田宝雄先生

日付	内 容	場 所
10月1日	千葉県STI研究会に出席	千葉市内
10月8日～9日	医会学術集会・滋賀大会に参加	滋賀県・大津
10月15日～16日	学会関東連合地方部会総会に参加	松本市
10月22日	秋季研修会を開催	市川市
10月27日	支部広報委員会・システム委員会を開催	千葉市内
	千葉県周産期医療・保健協議会へ出席	千葉市内
10月28日	第4回定例役員会を開催	県医
10月29日	千葉県医師会禁煙推進大会へ出席	県医
11月6日	医会関プロ社保委員会に出席	東京
	医会関プロ支部長会に出席	東京
	医会関プロ社保協議会に出席	東京
11月12日	医会関プロ幹事会に出席	東京
11月13日	日産婦医会全国医事紛争担当者連絡会に出席	東京
11月19日	新生児・周産期施設連絡会に出席	鴨川市
11月22日	第2回合同協議会を開催	千葉市内
12月3日	日本医師会母体保護法指導者講習会に出席	日本医師会
12月9日	千葉県性感染症実態調査委員会に出席	千葉市内
12月10日	医会関プロ広報委員会に出席	東京
H18年1月12日	支部医療安全委員会を開催	千葉市内
1月24日	第5回定例役員会を開催	県医
	千葉県医師会母体保護法指定医師指定審査委員会に出席	県医
1月28日	日産婦学会千葉地方部会冬期学術研修会を開催	ホテルザマンハッタン
2月5日	医会全国ブロック医療対策連絡会議に出席	都内
2月9日	第6回性教育セミナーを開催	千葉市
2月18日	公開講座を開催	千葉市
2月24日	関東ブロック幹事会・広報委員会に出席 第6回定例役員会を開催 国公立・大学病院等産婦人科医長懇談会を開催	都内 京成ホテルミラマーレ 京成ホテルミラマーレ
3月11日	日産婦医会関東ブロック会支部長会に出席	東京
3月16日	日産婦医会関東ブロック会役員会に出席	東京
3月17日	日産婦医会千葉県支部社保委員会を開催 支部周産期委員会を開催	京成ホテルミラマーレ 千葉市内
	支部臨時役員会を開催	千葉市内
3月24日	第3回合同協議会を開催	県医
3月26日	日本産婦人科医会代議員会に出席	東京
3月30日	千葉県医師会母体保護法指定医師指定審査委員会に出席	県医

## 平成17年度事業報告

### 【総務部（法制・福祉を含む）】

#### (1) 定例代議員会、役員会等各種会議の開催

・総会、代議員会

定例代議員会、総会を開催した。

・定例役員会

会務執行に関する役員会を年6回開催した。

・合同協議会

地区代表委員と役員との合同協議会を年3回開催した。

・千葉県支部会則検討委員会を開催し、会則改訂案を提示した。

#### (2) 関係諸団体との協議

・千葉県医師会

県医師会母体保護法指定医師審査委員会関連業務に協力

報告書の審査点検、委員会での指定医師の指定審査・研修医療機関の審査などの業務を取り扱った。報告書が不備の会員には個別に指導を行った。

千葉県医師会医学会など学術集会の運営に協力。

日本医師会・厚生労働省主催による家族計画・母体保護法指導者講習会へ参加と支部会員に伝達講習会を総会において行った。

・厚生労働省、日本産婦人科医会からの委託事業として「働く女性の母性健康管理電話相談事業」を労働衛生コンサルタントである会員の協力のもとに千葉産業保健推進センターにおいて実施した。

・関連する県医師会や県庁の女性・新生児の健康に関する事業に協力した

・産婦人科医会関東ブロック会：広報委員会に出席。関東ブロック協議会が栃木県支部主催により宇都宮市で開催され、ITおよびがん検診についての実態報告を行った。社保協議会が東京都支部主催で開催され、担当理事が出席した。

・日本産婦人科医会：学術集会が滋賀県大津市で開催され、出席した。助産師充足度調査、医療事故安全調査などの各種アンケートに協力した。

#### (3) 周産期実務者会議の立ち上げおよび開催に協力した。

#### (4) 17年度事業計画にあった17年度版会員名簿の発行は、市町村合併の落ち着く18年度始めに刊行予定とする。

### 【経理部】

#### (1) 年会費の徴収

(2) 関係団体への送金

(3) 平成17年度決算の作成

(4) 平成18年度予算の作成

(5) 役員、委員の旅費日当の検討

(6) 会費体系の検討

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

### 【広報部（中央情報含む）】

- (1) 千葉県産科婦人科医会報の編集、発行（年4回）
- (2) 千葉県産科婦人科医会ホームページの作成、更新
- (3) 会報、ホームページの作成のための広報委員会の開催（4回）
- (4) 会員へのFAXニュースを配信した
- (5) 日産婦医会関東ブロック会広報委員会への出席
- (6) 日産婦医会関東ブロック会報の編集、発行への協力

### 【医事紛争・医療安全部】

- (1) 毎月1回、千葉県医師会医事紛争処理特別委員会に出席
- (2) 第14回日産婦医会全国支部医療安全・紛争対策担当者連絡会に出席
- (3) 支部医療安全委員会を2回開催した
- (4) 会員に医療の安全に関するアンケート調査を実施した

### 【医療対策部】

- (1) 日産婦医会が行った分娩施設調査への協力
- (2) 産婦人科医療費の実態調査
- (3) 産婦人科医業経営健全化のために施策の検討
- (4) 少子化対策の検討継続
- (5) 助産師会との交流（助産師・助産所と嘱託医の問題の検討）
- (6) ブロック代表医療対策連絡会議への参加

### 【社会保険部】

- (1) 会員に医会報により随時、保険診療の運用上の留意点、保険給付外の問題点などを報告・伝達
- (2) 支部・地方部会秋季研修会（市川）において保険伝達講習会を行った。
- (3) 日産婦医会全国社保担当者連絡協議会（東京）(5/22)に出席
- (4) 日産婦医会関プロ社保協議会（東京）(11/6)・社保委員会(7/2、11/6)に出席
- (5) 千葉県医師会保険医療研究委員会に出席(7/27)
- (6) 千葉県支部社会保険委員会の開催（2回）(6/21、3/16)

### 【がん対策部】

- (1) 関プロ協議会で行われた「がん対策担当者連絡会」のメインテーマである“がん予防重点健 康教育及びがん検診実施のための指針一部改正”に関する討議資料となるアンケート調査に協 力した。
- (2) 産婦人科医会本部がん対策部より依頼された県内79市町村の「平成17年度婦人科がん検診に 関する実態調査」を行い、本部に提出した。

## 横立企画中移動報告

## 【学術・研修部】

- (1) 5月14日 日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会学術講演会  
 　　(千葉県医師会大会議室)  
 　　特別講演 「意外に多い早期閉経（POF）－その病態と取扱い－」  
 　　聖マリアンナ医科大学産婦人科教授 石塚文平先生
- (2) 6月1日 日産婦学会専門医審査一次予備審査 (吉田・梁、千葉県医師会)
- (3) 6月9日 日産婦学会専門医審査千葉県委員会 (京成ホテルミラマーレ)
- (4) 9月1日 日産婦学会千葉地方部会・日産婦医会千葉県支部合同研修会  
 　　(ホテルニューオータニ幕張) 出席者128名  
 　　講演1. 埼玉医科大学川越医療センター産婦人科教授 馬場一憲先生  
 　　講演2. 浜松医科大学産婦人科教授 金山尚弘先生
- (5) 10月22日 日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会秋季学術研修会  
 　　担当：市川浦安、船橋地区 (市川市医師会館) 出席者88名  
 　　講演1. 女性と喫煙  
 　　　順天堂大学医学部附属順天堂練馬病院産科婦人科科長 中村靖先生  
 　　研修テーマ (痛みの診断と治療)  
 　　講演2. 骨盤痛について 東京大学大学院医学系研究科産科婦人科講師 久具宏司先生  
 　　講演3. 性交痛  
 　　　国立病院機構千葉医療センター産婦人科医長 大川玲子先生  
 　　講演4. 女性特有の疼痛と対策  
 　　　日本医科大学附属千葉北総病院麻酔科助教授 益田律子先生
- (6) 1月28日 日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会冬期学術講演会  
 　　担当：東邦大学佐倉病院 (ホテルザマンハッタン) 出席者160名  
 　　一般演題 23題  
 　　特別講演「母子感染の最近のトピックスー特に風疹、トキソプラズマを中心としてー」  
 　　三井記念病院産婦人科部長 小島俊行先生
- (7) 2月18日 平成17年度「女性の健康週間」市民公開講座  
 　　「子宮頸がんー最近の話題と予防・治療の現状ー」  
 　　千葉市文化センター 参加者141名 (医師56名、一般85名)  
 　　講演1. 千葉県における子宮頸がん集団検診の現状  
 　　　ちば県民保健予防財団集団検診部長 河西十九三先生  
 　　講演2. 若年子宮頸がんとHPV感染  
 　　　癌研有明病院レディースセンター婦人科副部長 平井康夫先生  
 　　講演3. 子宮頸がんと検診と治療  
 　　　東京慈恵会医科大学産婦人科教授 安田允先生
- (8) 日本産科婦人科学会千葉地方部会学術奨励賞
- (9) ACOG practice bulletinの配布
- (10) 細毛性腫瘍登録制度の継続
- (11) 専門医の卒後研修の継続
- (12) 卵巣がん登録制度の継続

【勤務医部】

- (1) 第21回（平成17年度）国公立・大学病院等医長懇談会の開催  
(平成18年2月24日・京成ホテルミラマーレ)

【母子保健部（性教育・献金）】

- (1) 17年10月1日 第3回千葉県S T I研究会学術集会後援  
銚子市立総合病院 水谷敏郎副院長講演  
(2) 17年12月9日 第1回千葉県性感染症実態調査委員会開催  
H18年度中の産婦人科、泌尿器科、皮膚科合同の県内全施設調査の立案  
(3) 18年2月9日 第6回性教育セミナー 於 千葉市生涯学習センターホール  
テーマ：性非行、性犯罪に対する心理療法と対策  
講師 針間 克己 他  
(4) おぎやー献金小口配分交付 (野田市立あさひ育成園)

【母子保健部（周産期）】

- (1) 日本産婦人科医会関東ブロック周産期救急医療実態調査委員会より依頼のあった「周産期医療施設の専門性に関する調査」を行い、これを報告した。  
(2) 日本産婦人科医会より依頼のあった「分娩取扱い医療機関の推移に関する調査」を行い、これを報告した。  
(3) 上記調査を基に、千葉県の周産期医療体制の現状を分析し、平成17年9月11日に宇都宮で開催された日本産婦人科医会関東ブロック周産期救急医療実態調査委員会でこれを報告した。  
(4) 千葉県周産期委員会を発足させ、平成18年3月17日に第1回目の委員会を開催した。

## 積立金期中移動報告

自 平成17年4月1日  
至 平成18年3月31日

## 1. 諸事業積立金

平成17年4月1日現在高	22,901,007円
本年度一般会計より繰り入れ	2,000,000円
受け取り利息	934円
<b>合 計</b>	<b>24,901,941円</b>

以上のとおりご報告申し上げます。

平成18年4月20日

日本産婦人科医会千葉県支部長 八田 賢明  
日本産科婦人科学会千葉地方部会長 河村 勇



◆ 代議員会・総会報告 ◆

平成17年度日本産婦人科医会千葉県支部・日本産科婦人科学会千葉地方部会 会計報告

前期より繰越	10,363,520
当期収入(本部等)	25,196,000
当期収入(支部・地方部会)	16,936,693
収入合計	52,496,213
当期支出(本部等)	25,196,000
当期支出(支部・地方部会)	19,725,718
支出合計	44,921,718
差引残高(次年度繰越)	7,574,495

平成17年度日産婦医会・日産婦学会 本部等収支決算

収入の部	会員構成 :			H17.1.1現在		
	自 H17.4.1 至 H18.3.31		日産婦医会会員 : 436	日産婦医会 : 正377・免除50・準9名		指定医319
			日産婦学会会員 : 555	日産婦学会 : 一般501・免除52・名誉2		専門医411
科 目	17年度予算額	17年度決算額	比較、 増(+)/減(-)	適 要		
I. 本部等会費(入会金を含む)	25,894,500	25,196,000	698,500			
(1)日産婦医会会費	14,299,500	13,941,000	358,500	金額 人数 総額		
①日産婦医会本部	13,734,000	13,302,000	432,000	16年度 正会員	36,000	1 36,000
				16年度 準会員	18,000	0 0
				17年度 正会員	36,000	365 13,140,000
				17年度 準会員	18,000	7 126,000
				小計	373	13,302,000
②日産婦医会関プロ	565,500	639,000	△73,500	16年度	1,500	1 1,500
				17年度	1,500	425 637,500
				小計	426	639,000
(2)日産婦学会会費	11,595,000	11,255,000	340,000			
①日産婦学会本部	9,072,000	8,802,000	270,000	16年度	18,000	2 36,000
				17年度	18,000	487 8,766,000
②日産婦学会本部入会金	3,000	8,000	△5,000			
③関東連合	2,520,000	2,445,000	75,000	16年度	5,000	2 10,000
				17年度	5,000	487 2,435,000
合 計	25,894,500	25,196,000	698,500			

支出の部

科 目	17年度予算額	17年度決算額	比較、 増(+)/減(-)	適 要		
I. 納付金	25,894,500	25,196,000	698,500			
(1)日産婦医会本部会費	13,734,000	13,284,000	450,000			
(2)日産婦医会関プロ会費	565,500	544,500	21,000			
(3)日産婦学会本部会費	9,072,000	8,748,000	324,000			
(4)日産婦学会本部入会金	3,000	8,000	△5,000			
(5)関東連合会費	2,520,000	2,430,000	90,000			
(6)支部会計へ	0	181,500	△181,500	支部収入へ(預かり金)		

## 平成17年度日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会収支決算

				会員構成 :	H17.1.1現在			
				医会総会員:436	医会:正377・免除50・準9名		指定医319	
				学会総会員:555	学会:一般501・免除52・名誉2		専門医411	
収入の部				自 H17.4.1 至 H18.3.31				
科 目	平成17年度予算額	平成17年度決算額	比較、 増(+)/減(-)	通 要				
I. 支部・地方部会会費 (入会金を含む)	13,634,000	15,018,000	△1,384,000					
(1)日産婦医会支部	9,552,000	10,926,000	△1,374,000					
①医会支部会費	9,452,000	10,671,000	△1,219,000	16年度	正会員	25,000	1	25,000
					準会員	3,000	0	0
				17年度	正会員	25,000	425	10,625,000
					準会員	3,000	7	21,000
						小計	433	10,671,000
②医会支部入会金	100,000	255,000	△155,000	入会金		5,000	21	105,000
				特別負担金		50,000	3	150,000
(2)日産婦学会地方部会	4,082,000	4,092,000	△10,000					
①学会地方部会会費	4,032,000	3,912,000	120,000	16年度		8,000	2	16,000
				17年度		8,000	487	3,896,000
②学会地方部会入会金	50,000	180,000	△130,000			5,000	36	180,000
II. 交付金	1,190,000	1,461,949	△271,949					
(1)交付金	1,190,000	1,461,949	△271,949		予算額	決算額	差額:増減	
				県医師会	400,000	431,000	△31,000	
				おぎやー献金還元金	50,000	113,183	△63,183	
				おぎやー献金推進補助金	30,000	56,591	△26,591	
				日産婦学会会費還元金	200,000	240,500	△40,500	
				関連地会費還元金	100,000	120,000	△20,000	
				医会会費還元金	350,000	434,340	△84,340	
				医会関プロ還元金	10,000	16,335	△6,335	
				医会研修会補助金	50,000	50,000	0	
III. 寄付金	1,000	0	1,000					
IV. 雜収入	711,480	456,744	254,736					
小 計	15,536,480	16,936,693	△1,400,213					
V. 繰越金	10,363,520	10,363,520	0					
合 計	25,900,000	27,300,213	△1,400,213					

◆ 代議員会・総会報告 ◆

支出の部

科 目	17年度予算額	17年度決算額	比 <sup>※2</sup> 増(+)/減(-)	適 要	平成17年度予算額	決算額	差 額
I. 事務費	8,655,000	7,594,259	1,060,741				
(1)事務委託費	3,885,000	3,885,000	0				
(2)事務所使用費	990,000	630,000	360,000				
(3)事 務 費	3,780,000	3,079,259	700,741	① 通信費 ② 消耗品費 ③ 旅 費 ④ 印刷費 ⑤ 振込手数料 ⑥ 人件費 <sup>900×7h×20d×12m+交通費</sup>	1,200,000 120,000 10,000 600,000 150,000 1,700,000	1,391,470 174,159 400 501,900 52,500 958,830	△191,470 △54,159 9,600 98,100 97,500 741,170
II. 会議費	5,190,000	4,207,475	982,525	平均経費×人数×回数 ① 役員会 <sup>11,000×20×10</sup> ② 地区代表委員会 <sup>11,000×10×3</sup> ③ 会議費 <sup>10,000×35×2</sup> ④ 代議員会 <sup>11,000×60×1</sup> ⑤ 県外諸会議	2,200,000 330,000 1,000,000 660,000 1,000,000	1,660,780 281,600 862,235 561,060 841,800	539,220 48,400 137,765 98,940 158,200
III. 事業費	7,680,000	5,618,789	2,061,211				
(1)総会・学術集会費	1,700,000	1,459,956	240,044	① 総 会 ② 秋季研修会 ③ 冬期研修会	700,000 400,000 600,000	459,956 400,000 600,000	240,044 0 0
(2)総務部	1,030,000	354,570	675,430	① 庶務一般 ② 会員名簿発行費 ③ 法 制	200,000 800,000 30,000	343,390 0 11,180	△143,390 800,000 18,820
(3)経理部	50,000	41,940	8,060		50,000	41,940	8,060
(4)広報部	1,000,000	1,013,441	△13,441		1,000,000	1,013,441	△13,441
(5)中央情報	600,000	157,500	442,500		600,000	157,500	442,500
(6)福祉弔慰金	100,000	120,000	△20,000		100,000	120,000	△20,000
(7)医事紛争部	300,000	175,031	124,969	① 医事紛争部 ② 医療安全対策	100,000 200,000	0 175,031	100,000 24,969
(8)医療対策部	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000
(9)献血部	50,000	0	50,000		50,000	0	50,000
(10)社会保険部	250,000	288,197	△38,197		250,000	288,197	△38,197
(11)薬対策部	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000
(12)研修部	900,000	650,000	250,000	講演料(総会・秋季研修会) acog (Technical Bulletin) 配布	400,000 500,000	250,000 400,000	150,000 100,000
(13)学術部	350,000	400,000	△50,000	① 各種登録委員会 ② 功労、学術奨励費 ③ 同上、選考委員会費	200,000 100,000 50,000	300,000 100,000 0	△100,000 0 50,000
(14)勤務医部	500,000	541,978	△41,978		500,000	541,978	△41,978
(15)調査研究費	150,000	105,800	44,200		150,000	105,800	44,200
(16)母子保健部	500,000	310,376	189,624	① 母子保健(周産期) ② 性教育	200,000 300,000	121,166 189,210	78,834 110,790
IV. 積立金	2,000,000	2,000,000	0				
(1)諸事業積立金	2,000,000	2,000,000					
V. 予備費	1,000,000	305,195	694,805	特別会計(公開講座) 30万円			
小 計	24,525,000	19,725,718	4,799,282				
VI. 次年度繰越金	1,375,000	7,574,495	△6,199,495				
合 計	25,900,000	27,300,213	△1,400,213				

**平成17年度日本産婦人科医会千葉県支部監査報告書**

平成17年度日本産婦人科医会千葉県支部および日本産科婦人科学会千葉地方部会の収支決算について慎重監査したところ適正妥当であることを認めます。

平成18年4月20日

日本産婦人科医会千葉県支部長 八田 賢明 殿  
日本産科婦人科学会千葉地方部会長 河村 堯 殿

監査報告書	
日本産婦人科医会千葉県支部	
日本産科婦人科学会千葉地方部会	
監事 林 晴男 ㊞	
監事 貝田 豊郷 ㊞	



監査報告書  
八田 賢明 殿  
河村 堯 殿

日本産科婦人科学会千葉地方部会・日本産婦人科医会千葉県支部  
平成17年度特別事業・公開講座収支決算書

収入の部

科 目	金 額
千葉地方部会・千葉県支部	300,000
日本産科婦人科学会補助金	96,000
寄 付 金	470,000
展 示 料	90,000
合 計	956,000

支出の部

科 目	金 額
会 場 費	165,800
広告費(印刷代)	232,300
通 信 費	4,700
謝 礼	350,000
人 件 費	101,000
備 品	1,428
会 議 費 等	100,772
合 計	956,000

収入合計 956,000

支出合計 956,000

残 金 0

平成17年度日本産科婦人科学会千葉地方部会・日本産婦人科医会千葉県支部特別事業(公開講座)における収支報告書につきまして、慎重に監査したところ、適正妥当と認めます。

平成18年4月20日

日本産科婦人科学会千葉地方部会会长殿  
日本産婦人科医会千葉県支部支部長殿

監 事 林 晴 男 ㊞  
監 事 貝 田 豊 郷 ㊞

## 平成18年度事業計画

### 【総務部】

#### (1) 定例代議員会、役員会等各種会議の開催

- ・総会、代議員会

年1回開催し、必要に応じて臨時代議員会、臨時総会を開催する

- ・定例役員会

会務執行に関する審議する役員会を年数回開催する

- ・合同協議会

地区代表委員と役員との合同協議会を年3回開催し会員への情報伝達をはかり一方で地区的状況を把握するよう努める

- ・代議員会や総会に提出すべき事項や本会の運営

#### (2) 平成18年度版会員名簿の発行

#### (3) 会員福祉（慶弔ならびに傷病・災害見舞金）

#### (4) 関係諸団体との協議

- ・千葉県医師会

千葉県医師会母体保護法指定医師指定審査委員会への協力

報告書の審査点検、指定医師の審査、指定医療機関の審査など委員会への協力

人工妊娠中絶及び不妊手術に関しては社会的状況に鑑み厳正な運用と指導を行い、母体保護法の適正な運用に努める

日本医師会・厚生労働省共催による家族計画・母体保護法指導者講習会への参加と支部会員への伝達講習会を行う。

千葉県医師会医学会など学術集会運営に協力する

千葉県医師会が開催する第19回全国有床診療所連絡協議会総会に協力する

県医師会や県庁の女性・新生児の健康に関する業務に協力する

産婦人科医療及び関連する問題（少子化・リスクを伴いやすい医療分野・多発傾向にある医事紛争の特異性など）について他科の医師の理解を深めていただくよう支援する

- ・千葉県健康福祉部

各種保健事業の円滑化、周産期関連事業の推進依頼のあった各種委員会に委員を派遣し、協力する

・産婦人科医会関東ブロック会の事業に例年どおり参加し、議事運営に積極的に参加する。支部長、副支部長、総務を始め、担当役員、関係委員の参加により、母体保護法に関連する問題、助産師問題、周産期医療対策問題、保健医療の諸問題について千葉県支部としての意見を積極的に発言できるよう環境を整備する

#### (5) 地方部会のあり方委員会の設置

地方部会会誌発行について、産婦人科専門医指導及び卒後研修医指導等に関する問題点などについて、地方部会運営等の問題について、千葉県内の産婦人科関連学会・研究会等との連携のあり方について等、検討する委員会（委員4～5名・3～4回予定）を開催する。

### 【経理部】

- (1) 年会費の徴収
- (2) 関係団体への送金
- (3) 平成18年度決算の作成
- (4) 平成19年度予算の作成
- (5) 役員・委員の旅費日当、委員会費用等の検討
- (6) 会費体系等の検討

### 【広報・中央情報部】

昨今の産婦人科医療を取り巻く状況の変化は激しい。悪化か良化かは時間が経過しなければ判断できない。しかし国民に良質な産婦人科医療を提供している当産婦人科医会の意向は避けられないものと判断する。この意向を更に確固たるものにするためには、会員個々、県支部、本部と双方面の意見調整が必要となる。その手段の一つとして広報が存在するが、広報委員会を設置し活動する。

- (1) 千葉県産科婦人科医会ホームページの運営・管理  
ホームページの内容の更なる充実と活用に努める
- (2) 千葉県支部・千葉地方部会会員 F A X 網の運用  
迅速で正しい情報伝達のため、F A X 通信によるF A X 網の整備、運用
- (3) 産婦人科医会会員のマーリングリストの作成、運用の検討
- (4) 千葉県産科婦人科医会報の編集、発行（年4回）
- (5) 日産婦医会関東ブロック会広報委員会の出席
- (6) 日産婦医会関東ブロック会報の編集、発行

### 【医事紛争部】

- (1) 日本産婦人科医会の医療安全対策院内研修会用の資料及び、医療安全委員会のアンケートに基づき、今年度も医療事故、過誤防止のための整備事業の推進を図る
- (2) 医療安全委員会と協力し、今年度も第2回目のアンケートを計画している
- (3) 千葉県医師会医療安全推進委員会及び医事紛争処理特別委員会への協力

### 【医療対策部】

- (1) 産婦人科医業経営健全化のための施策の検討
- (2) 千葉県助産師会との意見交換会の開催
- (3) 少子化対策の検討
- (4) 周産期委員会への協力
- (5) 子宮がん、乳がん、骨粗鬆症検診等の婦人科関連検診事業の県内実施状況の把握と地域格差の解消・精度管理への協力

### 【社会保険部】

- (1) 保険診療の運用上の留意点及び給付に関しての問題点など必要ある事項について研修会・医会報などにより会員に伝達

## 平成18年度日産婦医会・日産婦学会 本部等取扱予算

- (2) 社保・国保の審査委員間の連携を密にし、社会保険点数の疑似解釈などの運用上の留意点及び保険給付外の問題点などの検討を行うために、県支部社保委員会を2回以上開催する。
- (3) 日産婦医会全国社保担当者連絡協議会の報告及び伝達。
- (4) 日産婦医会関プロ社保協議会（神奈川）の報告及び伝達。 [金額・（賃料等）結算着手目]
- (5) 千葉県医師会保険医療研究委員会の報告及び伝達

### 【がん対策部】

- (1) 受診率向上対策

若年者の子宮頸がん罹患率の増加をアピールして、20歳代のがん検診の受診率向上対策を検討する。

- (2) 検診精度管理対策

休眠状態にある県の子宮がん精度管理委員会を再活動させる方策を考える。

- (3) がん対策担当者連絡会議への出席

### 【学術・研修部】

- (1) 今年度の研修テーマは

A. 母体保護法に関する諸問題

B. 会員研修ノート

1. 妊娠中・後期の超音波検査

2. 産婦人科と代替医療

- (2) 引き続き ACOG practice bulletin の全会員への配布

- (3) 5月20日（土）

日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会総会・特別講演

特別講演一講師依頼

- (4) 6月22日（木）

日産婦学会千葉地方部会・日産婦医会千葉県支部合同研修会の開催

- (5) 期日未定

日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会秋季学術研修会（南地区）

研修講演（今年度の研修テーマあるいはその他のトピックス）講師依頼

- (6) 期日未定

日産婦学会千葉地方部会・日産婦医会千葉県支部冬期学術研修会

(担当 日本医科大学千葉北総病院)

- (7) 学術奨励賞の授与

- (8) 期日未定

日産婦学会千葉地方部会・日産婦医会千葉県支部主催 平成18年度「女性のための健康週間」市民公開講座の開催

- (9) 日産婦学会専門医制度千葉県委員会の開催

- (10) 純毛性腫瘍登録制の継続

- (11) 卵巣癌登録制の継続

- (12) 専門医の卒後研修の継続

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

### 【勤務医部】

- (1) 第22回平成18年度県立・国公立・大学病院等産婦人科医長との懇談会の開催

### 【母子保健部（性教育）・献金】

- (1) 千葉県性感染症調査の実施
- (2) 性教育を推進する協議会の設置（県、地域教育委員会、医師会、保健センターなど）
- (3) 第7回性教育セミナーの実施
- (4) 献金促進事業

### 【母子保健部（周産期）】

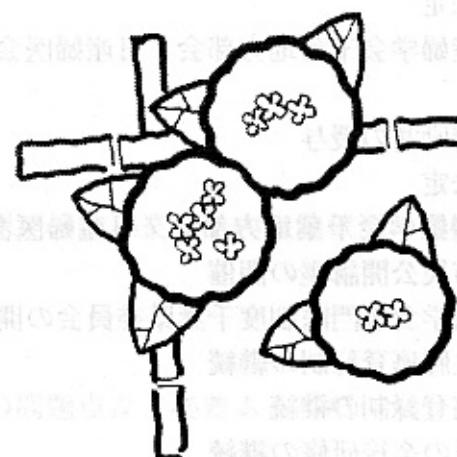
- (1) 周産期委員会を産科サイドの軸とし、関係各位との連携強化を図り、千葉県周産期医療ネットワーク（母体・新生児搬送システム）の確立を推進する。
- (2) 消防・救急への周産期医療の特殊性の周知と搬送体制の確立を推進する。
- (3) 意見交換会（千葉県医師会救急災害医療対策委員会、千葉県周産期医療施設連絡会、千葉県周産期医療・保健協議会、千葉県関係部署等）の開催

近年の周産期を中心とする産婦人科医療の危機的状況は千葉県のみならず全国的な問題であり、その対策は急務である。これまで、千葉県では東京都などの近隣の周産期医療体制に協力を要請することも多々あったが、平成17年9月11日に開催された関東ブロック周産期救急医療実態調査委員会での各県の実情報告でも、現在、各都道府県とも切迫した周産期医療提供体制の危機に直面している現実が明らかであり、千葉県全体として中長期的視野に立った周産期医療体制の充実を図り、産婦人科と新生児科を中心とした医療側が一体となって社会及び行政に働きかけていくことが必須である。

### 【医事紛争部】

### 【医療報道部】

### 【社会医療部】



## 平成18年度日産婦医会・日産婦学会 本部等収支予算

		会員構成 :		H18.1.1 現在					
		日産婦医会会員: 430		日産婦医会: 正367・免除57・準6名	指定医316				
収入の部		日産婦学会会員: 555		日産婦学会: 一般495・免除58・名誉2 専門医409					
科 目	18年度予算額	17年度決算額	比較、 増(+)/減(-)	適 要					
I. 本部等会費(入会金を含む)	24,925,500	25,894,500	△969,000						
(1)日産婦医会会費	13,645,500	14,299,500	△654,000	金額 人数 総額					
①日産婦医会本部	13,104,000	13,734,000	△630,000	17年度 正会員	36,000	3	108,000		
				17年度 準会員	18,000	0	0		
				18年度 正会員	36,000	358	12,888,000		
				18年度 準会員	18,000	6	108,000		
					小計	367	13,104,000		
②日産婦医会関プロ	541,500	565,500	△24,000	17年度	1,500	3	4,500		
				18年度	1,500	358	537,000		
					小計	361	541,500		
(2)日産婦学会会費	11,280,000	11,595,000	△315,000						
①日産婦学会本部	8,820,000	9,072,000	△252,000	17年度	18,000	4	72,000		
				18年度	18,000	486	8,748,000		
					小計	490	8,820,000		
②日産婦学会本部入会金	10,000	3,000	7,000		1,000	10	10,000		
③関東連合	2,450,000	2,520,000	△70,000	17年度	5,000	4	20,000		
				18年度	5,000	486	2,430,000		
					小計	490	2,450,000		
合 計	24,925,500	25,894,500	△969,000						

## 支出の部

科 目	18年度予算額	17年度決算額	比較、 増(+)/減(-)	適 要			
I. 納付金	24,925,500	25,894,500	△969,000				
(1)日産婦医会本部会費	13,104,000	13,734,000	△630,000				
(2)日産婦医会関プロ会費	541,500	565,500	△24,000				
(3)日産婦学会本部会費	8,820,000	9,072,000	△252,000				
(4)日産婦学会本部入会金	10,000	3,000	7,000				
(5)関 東 連 合 会 費	2,450,000	2,520,000	△70,000				

## 平成18年度日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会收支予算

		会員構成 :		H18.1.1現在					
		医会総会員 :		日産婦医会：正367・免除57・準6名 指定医316					
収入の部		学会総会員 :		日産婦学会：一般495・免除58・名誉2 専門医409					
科 目	H18年度予算額	H17年度予算額	比較、 増(+)減(-)	適 要					
I. 支部・地方部会会費 (入会金を含む)	13,108,000	13,634,000	△526,000						
(1)日産婦医会支部	9,138,000	9,552,000	△414,000						
①医会支部会費	9,043,000	9,452,000	△409,000	17年度	正会員	25,000	3	75,000	
					準会員	3,000	0	0	
				18年度	正会員	25,000	358	8,950,000	
					準会員	3,000	6	18,000	
						小計	367	9,043,000	
②医会支部入会金	95,000	100,000	△5,000	入 会 金		5,000	9	45,000	
					特別負担金	50,000	1	50,000	
(2)日産婦学会地方部会	3,970,000	4,082,000	△112,000						
①学会地方部会会費	3,920,000	4,032,000	△112,000	17年度		8,000	4	32,000	
				18年度		8,000	486	3,888,000	
②学会地方部会入会金	50,000	50,000	0			5,000	10	50,000	
II. 交付金	1,140,000	1,190,000	△50,000						
(1)交付金	1,140,000	1,190,000	△50,000						
				18年度	17年度	差額：増減			
				県医師会		400,000	400,000	0	
				おぎやー献金還元金		50,000	50,000	0	
				おぎやー献金推進補助金		30,000	30,000	0	
				日産婦学会会費還元金		200,000	200,000	0	
				関連地会費還元金		100,000	100,000	0	
				医会会費還元金		350,000	300,000	50,000	
				医会関プロ還元金		10,000	10,000	0	
				医会研修会補助金		50,000	50,000	0	
III. 寄付金	1,000	1,000	0						
IV. 雜収入	476,505	711,480	△234,975						
小 計	14,725,505	15,536,480	△810,975						
V. 繰越金	7,574,495	10,363,520	△2,789,025						
合 計	22,300,000	25,900,000	△3,600,000						

◆ 代議員会・総会報告 ◆

支出の部

科 目	18年度予算額	17年度予算額	比較、 増(+)/減(-)	通 要	18年度予算額	17年度予算額	差 額
I. 事務費	8,365,000	8,655,000	△290,000				
(1)事務委託費	3,885,000	3,885,000	0		3,885,000	3,885,000	0
(2)事務所使用費	950,000	990,000	△40,000	630,000×1, 25,000×10, 70,000×1	950,000	990,000	△40,000
(3)事 務 費	3,530,000	3,780,000	△250,000	① 通信費 ② 消耗品費 ③ 旅 費 ④ 印刷費 ⑤ 振込手数料 ⑥ 人件費	1,200,000 120,000 10,000 600,000 100,000 1,500,000	1,200,000 120,000 10,000 600,000 150,000 1,700,000	0 0 0 0 △50,000 △200,000
II. 会 議 費	2,860,000	5,190,000	△2,330,000	平均経費×人数×回数			
				① 役員会 6,000×22×10 ② 地区代表委員会 6,000×10×3 ③ 会議費 5,000×40×2 ④ 代議員会 6,000×60×1 ⑤ 県外諸会議	1,320,000 180,000 400,000 360,000 600,000	2,200,000 330,000 1,000,000 660,000 1,000,000	△880,000 △150,000 △600,000 △300,000 △400,000
III. 事 業 費	7,690,000	7,680,000	10,000				
(1)総会・学術集会費	2,100,000	1,700,000	400,000	① 総 会 ② 秋季研修会 ③ 冬期研修会 ④ 公開講座 ⑤ 性教育セミナー	600,000 400,000 600,000 300,000 200,000	700,000 400,000 600,000 0 0	△100,000 0 0 300,000 200,000
(2)総務部	1,120,000	1,030,000	90,000	① 庶務一般 ② 会員名簿発行費 ③ 法制 ④ 涉外 ⑤ 地方部会あり方委員会	200,000 800,000 20,000 60,000 40,000	200,000 800,000 30,000 0 0	0 0 △10,000 60,000 40,000
(3)経理部	50,000	50,000	0		50,000	50,000	0
(4)広報部	900,000	1,000,000	△100,000		900,000	1,000,000	△100,000
(5)中央情報	500,000	600,000	△100,000		500,000	600,000	△100,000
(6)福祉甲斐金	140,000	100,000	40,000		140,000	100,000	40,000
(7)医事紛争部	250,000	300,000	△50,000	① 医事紛争部 ② 医療安全対策	50,000 200,000	100,000 200,000	△50,000 0
(8)医療対策部	50,000	100,000	△50,000		50,000	100,000	△50,000
(9)献血部	30,000	50,000	△20,000		30,000	50,000	△20,000
(10)社会保険部	200,000	250,000	△50,000		200,000	250,000	△50,000
(11)癌対策部	50,000	100,000	△50,000		50,000	100,000	△50,000
(12)研修部	900,000	900,000	0	講演料(総会・秋季研修会) acog(Technical Bulletin)配布	400,000 500,000	400,000 500,000	0 0
(13)学術部	350,000	350,000	0	① 各種登録委員会 ② 功勞、学術奨励費 ③ 同上、選考委員会費	200,000 100,000 50,000	200,000 100,000 50,000	0 0 0
(14)勤務医部	400,000	500,000	△100,000		400,000	500,000	△100,000
(15)調査研究費	100,000	150,000	△50,000		100,000	150,000	△50,000
(16)母子保健(周産期)	500,000	200,000	300,000	周産期	500,000	200,000	300,000
(17)性教育部	200,000	300,000	△100,000	性教育	200,000	300,000	△100,000
(18)電話相談事業	50,000	0	50,000	(今年度のみの事業)	50,000	0	50,000
IV. 積 立 金	1,000,000	2,000,000	△1,000,000				
(1)諸事業積立金	1,000,000	2,000,000					
V. 予 備 費	900,000	1,000,000	△100,000				
小 計	20,815,000	24,525,000	△3,710,000				
VI. 次年度繰越金	1,485,000	1,375,000	110,000				
合 計	22,300,000	25,900,000	△3,600,000				

## 日本産婦人科医会千葉県支部会則

### 第1章 総 則

#### 設立及び名称

##### 第1条

本会は社団法人日本産婦人科医会定款第3条に基づき設立し、日本産婦人科医会千葉県支部という。

#### 事務所

##### 第2条

本会は事務所を千葉市中央区千葉港7—1千葉県医師会内におく。

### 第2章 目的及び事業

#### 目的

##### 第3条

本会は母子の生命健康を保護増進し、もって国民の繁栄を図り併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

#### 事業

##### 第4条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 母体保護法の適正なる運営と実施の推進
2. 母体保護法に関する啓蒙
3. 母子保健に関する調査研究
4. 先天異常対策
5. 会員の学術研修
6. 会員の品位の向上と福祉推進
7. 千葉県医師会その他諸官庁及び諸団体との連絡及び提携
8. その他目的達成に必要な事業

### 第3章 会員及び会費

#### 会員

##### 第5条

千葉県内の医療機関に於いて従業する母体保護法第14条に掲げる指定医師及び本会の目的趣旨に賛同する産婦人科医師で理事会の承認を得たもの。

本会会員は社団法人日本産婦人科医会、社団法人日本産科婦人科学会及び千葉県医師会の会員でなければならない。但し、理事会の承認を得たものはこの限りではない。

入会 第6条 本会に加入する者は、本会並びに社団法人日本産婦人科医会の入会金及びその年度の会費をそえ本会に申し込むものとする。

#### 会費及び分担金

第7条 会員は所定の会費及び分担金を納入しなければならない。即納の会費又は分担金は理由の如何を問わず返還しない。高齢又は特別の事情のある会員に対しては理事会の議を経て会費又は分担金を減免することができる。

退会 第8条 本会を退会しようとするものはその旨本会に届けなければならない。

第9条 会員は次の各号に該当した場合退会したものとみなす。

1. 第5条の要件を欠いた場合
2. 死亡
3. 2年以上会費を未納した場合
4. 除名

除名 第10条 会員で本会の名誉を毀損し、または故なく会員の義務を怠りたるものは別途定める日本産婦人科医会千葉県支部会則施行細則第5条により支部長これを除名することができる。

### 第4章 役員、地区代議員及び地区代表委員

役員 第11条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 2名

理事 別途、日本産婦人科医会千葉県支部会則施行細則第7条に定める。

監事 2名

役員の選出 第12条 役員は総会で会員中より選出する。但し、支部長は選出されたる理事会の承認を経て、総会で

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

選出されたる理事以外に2名以内の理事を指名することができる。  
役員は地区代議員を兼ねることができない。  
役員の選出規定は別途、日本産婦人科医会千葉県支部役員選出規程に定める。

### 役員の職務

#### 第13条

支部長は本会を代表し、会務を総理する。  
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。  
理事は理事会を組織し、会務を処理する。  
監事は経理を監査する。

### 地区代議員

#### 第14条

1. 地区代議員は別に定める地区毎に選出する。その数は会員15名につき1名とし、端数は9名以上は1名を加える。  
2. 地区代議員の選出は各地区に委託して行い、その選出基準になる会員数は同年1月1日現在の会員数とする。  
3. 各地区に予備地区代議員若干名をおく。

### 地区代表委員

#### 第15条

各地区ごとに地区代表委員1名を選出する。  
地区代表委員は理事会と地区会員との相互の連絡にあたる。  
各地区に副地区代表委員を置くことができる。

### 任期

#### 第16条

役員、地区代議員、予備地区代議員、地区代表委員及び副地区代表委員の任期は2年とする。  
但し、再任を妨げない。  
補欠により就任した役員、地区代議員、予備地区代議員、地区代表委員及び副地区代表委員の任期は前任者の残任期間とする。  
役員、地区代議員、予備地区代議員、地区代表委員及び副地区代表委員は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

### 顧問

#### 第17条

本会に顧問を置くことができる。  
顧問は理事会の承認を経て支部長がこれを委嘱する。委嘱後、初めての総会で支部長がこれを報告する。  
顧問は必要に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。  
顧問の任期は支部長の任期と同一とし、再任を妨げない。

顧問の選考基準は、名誉会員、支部長経験者（現職を含まない）、副支部長3期以上経験者（現職を含まない）、総会議長5年以上経験者（現職を含まない）、理事5期以上経験者（現職を含まない）とする。

### 名譽会員

#### 第18条

支部長は本会に功労があった者を総会の議を経て名譽会員に推挙することができる。

2. 名譽会員は終身とし会費を納入することを要しない。

### 名譽会長

#### 第19条

支部長にして、本会に特に功労のあった者を総会の議を経て名譽会長に推挙することができる。

2. 名譽会長は終身とし、会費を納入することを要しない。

3. 名譽会長は、本会の栄誉の敬称であり、会長としての権利、義務を有しない。

## 第5章 本部代議員

### 本部代議員の選出

#### 第20条

日本産婦人科医会本部代議員は別に定める規定により選出する。

## 第6章 総会・代議員会

### 会議

#### 第21条

会議は理事会、総会及び合同協議会とする。

2. 本会の総会は代議制により行う。総会は地区代議員をもって構成する。地区代議員より総会議長、副議長を選出する。

3. 地区代議員以外の会員は総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。但し、議決に参加することはできない。

4. 会議の議決に関しては、その出席地区代議員の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

5. 全ての会議に於いて委任状は有効とする。

### 総会

#### 第22条

総会は毎年1回、支部長が招集する。ただし、役員改選の前年度においては臨時総会を開催するものとする。

2. 地区代議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、臨時総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

3. 総会の議長および副議長は出席地区代議員の互選で定める。その任期は地区代議員の任期とする。

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

4. 総会は地区代議員の定数の過半数以上の出席を必要とする。やむを得ない理由で出席できない地区代議員はあらかじめ委任状を提出し、予備地区代議員を充てることができる。
5. 総会の議事は出席地区代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 総会では次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 会費及び分担金の賦課徴収法
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 財産目録に関する事項
  - (5) 社団法人日本産婦人科医会本部代議員の承認
  - (6) その他支部長が必要と認めた事項

### 理事会

#### 第23条

- 理事会は支部長、副支部長、理事をもって構成する。理事会は支部長これを招集し、議事を統括する。
2. 理事会は原則、月1回開催され、支部長が招集し、議長となる。但し、支部長が認めたとき、または理事の2分の1以上から理事会開催の請求があったときは臨時理事会を30日以内に招集しなければならない。総会議長、副議長、監事、顧問及び理事会が認めた者は理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決に参加することはできない。
  3. 理事会は理事の過半数以上（委任状を含む）が出席しなければ会議を開くことができない。
  4. 理事会の議決は出席役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、支部長の決するところによる。
  5. 次の事項は理事会の議決による。

理事会は本会則の定めあるもののほか、次の議案を審議する。

- (1) 合同協議会に提出すべき事項
- (2) 総会に提出すべき事項
- (3) 本会の運営並びに会務の執行に関する事項
- (4) その他支部長が必要と認めた事項

## 第7章 合同協議会

### 合同協議会

#### 第24条

- 支部長は必要に応じ、理事会と地区代表委員との合同協議会を開くことができる。
2. 支部長は議事進行を統括する。
  3. 合同協議会は、理事会の過半数かつ地区代表委員の過半数の出席をもって成立する。
  4. 合同協議会に諮られた議案に関しては、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、支部長の決するところとする。
  5. 総会議長、副議長、監事、顧問は合同協議会に出席し意見をのべることができる。但し、議決には参加できない。

## 第8章 委員会

### 委員会 第25条

支部長は必要と認めるときは理事会の議を経て、委員会を置くことができる。

## 第9章 資産及び会計

### 資産 第26条

本会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 入会金、会費及び分担金
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 寄附その他の収入

### 会計年度 第27条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

## 第10章 表彰

### 第28条

支部長は本会に功労があった者を別項規定により表彰することができる。

## 第11章 捕則

### 事務 第29条

本会の事務は千葉県医師会に委嘱して行う他、支部長必要と認めた場合は専任の事務職員を置くことができる。

### 細則

### 第30条

本会会則の施行について必要な事項は細則において定める。

### 会則の変更

### 第31条

本会則は総会において出席地区代議員の3分の2以上の同意を経て、変更することができる。

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

準用 第32条の規定は、本会則の規定と矛盾する場合は、本会則の規定を優先する。

### 第32条

本会則に定めるもののほかは社団法人日本産婦人科医会定款に準ずる。

### 附 則

1. 本会則は、昭和52年7月16日より施行する。
2. 本会則の施行により昭和28年4月1日施行の日本母性保護医協会千葉県支部会則を廃止する。
3. 本会会則施行後60日以内に代議員会を開催し役員を選出する。その任期は昭和54年3月31日までとする。
4. 新役員選出迄は現役員がその業務を行わなければならない。
5. 現社団法人日本母性保護産婦人科医会代議員及び予備代議員は、本会則により選出されたものとする。
6. 代議員の定数は、第14条2項の規程にかかわらず、昭和52年4月1日現在の会員数による。
7. 平成5年5月15日一部改正、同日より施行。
8. 平成12年5月20日一部改正、同日より施行。
9. 平成13年5月19日一部改正、同日より施行。
10. 本会則第1条、第5条、第6条、第20条、第23条、第33条及び附則2、5は平成14年5月25日一部改正、同日より施行。
11. 本会則第14条、第15条及び第16条は平成14年5月25日一部改正、平成15年4月1日より施行。
12. 本会則第2条は平成16年5月22日一部改正、同日より施行。
13. 本会則は平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産婦人科医会千葉県支部会則施行細則

### ブロック会

#### 第1条

本会は社団法人日本産婦人科医会ブロック会に加入することができる。

### 事務代行

#### 第2条

本会は社団法人日本産婦人科医会及びブロック会の事務の一部及び会費、分担金の徴収を行うことができる。

### 入会金及び会費の納入

#### 第3条

本会の入会金は次のとおりとする。

入会金 5,000円

2. 会費はその年度の8月31日までに納入しなければならない。

### 会費、分担金の減免

**第4条** 会費及び分担金の減免は、社団法人日本産婦人科医会定款細則第4条による。

**除名** 野歎出員並賄支舉業子会因件人融室本日

**第5条**

地区代表委員、役員を通じて支部長に除名の申請があった場合は、理事会はこれを審議し、必要と認めた場合は、支部長裁定委員会を結成する。

2. 裁定委員会は慎重な審議の上その結果を理事会に報告する。理事会は必要に応じ臨時総会を開きその結果を報告し、臨時総会の議決を以って除名の可否を決する。

**地区** 地区は市郡医会を単位とする。

**第6条** 地区は市郡医会を単位とする。

地区は市郡医会を単位とする。各地区は理事会の議を経て、隣接地区と合同することができる。

**理事の定数** 月1日一部改正、同日より施行。

**第7条** 総会選出理事の定数は11名とする。選挙による選出を要さない支部長推薦の理事は2名以内とする。支部長推薦理事については、就任後、初めての総会で承認を得るものとする。

**役員の選出** 月1日一部改正、同日より施行。

**第8条** 役員の選出に関する事項は日本産婦人科医会千葉県支部役員選出規程による。

**会議** 月1日一部改正、同日より施行。

**第9条** 会議は議長の指揮の下に行われる。

2. 会議において発言しようとするものは議長の許可を得なければならない。

3. 会議の議決は挙手、起立又は投票をもって行う。

4. 会議において議長の制止にもかかわらず議事に関係ない発言或いは不規則発言等によりいちじるしく議事の進行を妨げ、又は暴力をもって議事を妨げるものは議長これに退席を命ずることができる。

**細則の改正** 月1日一部改正、同日より施行。

**第10条** 本細則は、総会の議決をもって改正することができる。

附. 則 本細則は、昭和52年7月16日より施行する。

昭和55年5月31日一部改正、同日より施行。

平成5年5月15日一部改正、同日より施行。

本会施行細則第4条、第6条、第7条は平成14年5月25日一部改正、平成15年4月1日より施行。

本会施行細則は平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産婦人科医会千葉県支部役員選出規程

### 趣 旨

### 第1条

日本産婦人科医会千葉県支部は役員の選出に関し、会則第12条により本規程を定める。

### 選挙の公示

### 第2条

支部長は選挙日の少なくとも30日前に役員の選挙を会員に通知しなければならない。

### 立候補及び推薦

### 第3条

役員に立候補しようとするものは選挙日の14日前迄に会員2名以上の推薦を附し、支部長まで立候補の届出をしなければならない。

会員2名以上で役員を推薦しようとするものは被推薦者の承諾を得て前項と同様支部長に届出るものとする。

支部長は各立候補者・被推薦者その所属地区及びそれらの推薦者名を選挙前日迄に各地区代議員に通知しなければならない。

役員に立候補又は被推薦者になろうとするものは日本産婦人科医会千葉県支部会則第3章 第5条の規定を選挙公示日までに満たす者とする。立候補者・被推薦者は、日本産婦人科医会千葉県支部会員として、入会金及び会費を選挙前年の12月1日までに完納したものとする。

各役員について立候補者・被推薦者が定数を超えた場合は総会の選挙により決定する。

各役員について立候補者・被推薦者が定員に満たない場合は、選挙されたる次期支部長は、支部長推薦理事とは別途に欠員の理事を指名することができる。支部長に指名されたる理事は、就任後初めての総会で承認を得るものとする。

### 選挙

### 第4条

役員の選挙は総会の投票により行う。支部長、副支部長、理事、監事の順とする。

2. 議長は選挙長となり、投票立会人及び開票立会人各2名を指名する。
3. 支部長、副支部長の選挙は各々単記無記名とする。支部長の当選は単純最多得票者とし、同数最多得票者が複数の場合、再投票を行い、それでも決定しない時は抽選とする。副支部長の当選は得票上位2名とし、同数得票上位が3名以上の場合は再投票とし、それでも決定しない時は抽選により決定する。最多得票者が1人で、2位同数得票者が複数の場合、2位は抽選とする。
4. 理事の選挙は定数連記無記名とし、得上位より順次決定し、最下位同数の場合は抽選により決定する。
5. 監事の選挙は副支部長の選挙に準ずる
6. 本細則に示されない議事の進行については、議長の判断でこれを進行する。

## 選挙結果の通知

### 第5条

議長は選挙の結果、決定した役員名を全ての会員に速やかに通知しなければならない。

### 補 則

役員選出に関するその他必要な事項は議長の決するところによる。

## 選出規程の改正

### 第7条

本規程は総会の議決により改正することができる。

### 附 則

本規程は日本産婦人科医会千葉県支部会則と同時に施行する。

2. 昭和55年5月31日一部改正、同日より施行。

3. 平成14年5月25日一部改正、同日より施行。

4. 平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産婦人科医会千葉県支部慶弔ならびに傷病・災害見舞に関する内規

### 第1条

本支部会員に対する慶弔時の祝金、弔慰金・弔辞および傷病・災害見舞金はすべてこの内規によって行うものとする。

### 第2条

前条の祝金、弔慰金、弔辞および見舞金は次の各号の定めるものとする。

#### (1) 祝 金

20,000円又は同額の祝品

#### (2) 弔 事 別 表

#### (3) 見舞金 (休診1カ月以上)

20,000円

但し傷病見舞金は一疾患一回のみ。

### 第3条

このほかに支部長は、特に必要と認めたときは臨機の措置を講ずることができる。

### 第4条

地区代表委員は、所属会員の慶事、死亡又は傷病・災害につき、すみやかに本会に報告する。

附 則

- この内規は、昭和54年1月27日より施行する。  
2. 昭和57年6月25日一部改正、同日より施行。  
3. 昭和58年10月28日一部改正、同日より施行。  
4. 平成14年5月25日一部改正、同日より施行

別表有

## 日本産婦人科医会千葉県支部表彰規程

第1条

会員の本会に対する功績をたたえることを目的として、表彰する。

第2条

本賞は、次に該当する会員のうちから選考の上、これを授与する。

1. 母子保健の推進に寄与したもの
2. 支部の発展向上に貢献したものの
3. その他

第3条

受賞者は、選考委員会の答申を経て、理事会でこれを決定する。

第4条

表彰の内容は、選考委員会で定める。

第5条

選考委員会は、支部長、副支部長、総務、広報、経理担当理事をもって構成する。

第6条

表彰は総会において行う。

第7条

この規程は、理事会の議を経なければ変更出来ない。

附 則

- この規程は、昭和56年11月25日より施行する。  
平成5年5月15日一部改正、同日より施行。  
平成14年5月25日一部改正、同日より施行。  
平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産婦人科医会本部代議員選出規程

**趣旨** 本規程は、日本産婦人科医会本部代議員選出規程を定めるものである。

**第1条** 本規程は、日本産婦人科医会本部代議員選出規程を定めるものである。

日本産婦人科医会千葉県支部は会則第20条の本部代議員の選出に関し、本規程を定める。

**選考委員会** 本規程は、日本産婦人科医会本部代議員選出規程を定めるものである。

**第2条** 候補者は原則として、日本産婦人科医会千葉県支部役員から本部代議員選考委員会がこれを選出する。

**第3条** 本部代議員選考委員会の構成は日本産婦人科医会千葉県支部長、副支部長、総会議長、総会副議長及び理事（総務）とする。

**任期** 本部代議員の任期は、その翌年の通常総会終了までとする。

**第4条** 本部代議員の任期は、その翌年の通常総会終了までとする。

本部代議員の任期は、その翌年の通常総会終了までとする。

**選出規程の改定** 本部代議員の任期は、その翌年の通常総会終了までとする。

**第5条** 本規程は総会議決を経て改正することができる。

**附 則** 本規程は、平成13年5月19日より施行する。

第1条、第2条、第3条は平成14年5月25日一部改正、同日より施行。

第4条は平成14年5月25日一部改正、平成15年4月1日より施行。

平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

本規程は終身的に、会員を離れることとする。

本規程は、平成13年5月19日より施行する。

## 日本産科婦人科学会千葉地方部会会則

### 第1章 総 則

#### 設立及び名称

##### 第1条

本会は社団法人日本産科婦人科学会定款第3条に基づき設立し、日本産科婦人科学会千葉地方部会という。

#### 事務所

##### 第2条

本会は事務所を千葉市中央区千葉港7—1千葉県医師会内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### 目的

##### 第3条

本会は社団法人日本産科婦人科学会の支部として、産科学及び婦人科学の進歩発展を図り、もって人類社会の福祉に貢献することを目的とする。

#### 事業

##### 第4条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術集会の開催や学術集会に関するその他の事業
2. 社団法人日本産科婦人科学会の支部としての業務
3. 産婦人科専門医制度の適正な運用
4. 日本産婦人科医会千葉県支部との連絡及び提携
5. 関係学術団体との連絡及び提携
6. 千葉県医師会、その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申またはそれらへの建議
7. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発及び普及活動
8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員及び会費

#### 会員

##### 第5条

本会の会員は社団法人日本産科婦人科学会会員で千葉県内に住居又は所属事業所があるものとする。

第6条 入会  
（略）

本会に所属せんとするものは入会申込書に別に定める入会金及び会費を添えて本会に申込むものとする。但し、他都道府県の会員が本会へ所属変更する際には入会金を免除するものとする。

2. 前項所定事項に変更があった場合は速やかに届出なければならない。

会費

第7条

本会員は別に定める会費並びに分担金を納入しなければならない。

2. 即納の入会金、会費及び分担金はいかなる事由があっても返還しない。

3. 高齢又は特別な事情のある者は理事会の議決を経て会費若しくは分担金を免除することができる。

除名

第8条

本会会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の会則に違反した行為があったとき若しくは総会の決定に違反したときは、総会の議決を経て社団法人日本産科婦人科学会に除名の申請を行うことができる。

会員の資格喪失

第 0 条

会員は次の事由により資格を喪失する

#### 1. 社団法人日本産科婦人科学会会員の資格を喪失したとき

2. 手帳内に住民又は所屬事業所がなくなったとき

卷之三

首頁

四六一

本会は総会の承認を経て名譽会員を置くことができる。  
名譽会員は終身で、会費を納入する上の要はない。

2. 石膏芸賃は終身とし、芸賃を納入することを要しない。

顧問

<sup>11</sup> See also the discussion of the right to self-determination in the section on the right to self-government.

本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

顧問は必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権はない。

4 頭

## 第4章 役員及び地区代議員

### 役 員

#### 第12条

本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 別途、日本産科婦人科学会千葉地方部会則施行細則第7条に定める。

監 事 2名

### 役員の選出

#### 第13条

本会の役員は総会において選出する。但し、会長は総会の承認を経て1名の副会長を指名することが出来る。

### 役員の職務

#### 第14条

会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は理事会を組織して本会の業務を執行する。

4. 監事は本会の業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告し、承認をえるものとする。

### 地区代議員

#### 第15条

地区代議員は別に定める地区毎に選出し、総会を構成する。

2. 地区代議員の数は地区の会員15名につき1名とし、会員数が15名に満たない場合は、その端数が9名以上の時は1名を加える。

3. 地区代議員の選出は各地区に委託して行い、その選出基準となる会員数は同年1月1日の会員数とする。

4. 地区代議員は本会の役員を兼ねることができない。

5. 各地区に予備地区代議員若干名をおく。

### 地区代表委員

#### 第16条

各地区ごとに地区代表委員1名を選出する。

2. 地区代表委員は理事会と地区会員との連絡にあたる。

3. 各地区に副地区代表委員を置くことができる。

### 任 期

役員、地区代議員及び予備地区代議員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

#### 第17条

2. 役員に欠員が生じたときは必要に応じて会長が指名する。その任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を行ふものとする。
4. 補欠により就任した地区代議員及び予備地区代議員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 学会代議員

### 学会代議員の選出

#### 第18条

社団法人日本産科婦人科学会代議員は別に定める規程により選出し、総会での承認を得る。

## 第6章 会議

### 会議

#### 第19条

会議は理事会、総会及び合同協議会とする。本会の総会は代議制により行う。総会は地区代議員をもって構成する。地区代議員より総会議長、副議長を選出する。地区代議員以外の会員は総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。但し、議決に参加することはできない。

2. 会議の議決に関しては、その出席地区代議員の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### 理事会

#### 第20条

理事会は会長が招集し、会長、副会長及び理事をもって構成する。理事会は原則、年4回開催され、会長が招集し、議長となる。但し、会長が認めたとき、または理事の2分の1以上から理事会開催の請求があったときは臨時理事会を30日以内に招集しなければならない。総会議長、副議長、監事、顧問及び理事会が認めた者は理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決に参加することはできない。

2. 理事会は理事の過半数（委任状を含む）が出席しなければ会議を開くことができない。  
3. 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
4. 次の事項は理事会の議決による。

- (1) 総会の招集及び提案すべき事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

### 総会

#### 第21条

総会は年1回、会長が招集する。但し、役員改選の前年度においては臨時総会を開催するものとする。

2. 地区代議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、臨時総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

3. 総会の議長および副議長は出席地区代議員の互選で定める。その任期は地区代議員の任期とする。
4. 総会は地区代議員の定数の過半数以上の出席を必要とする。やむをえない理由により出席できない地区代議員はあらかじめ委任状を提出し、予備地区代議員を充てることができる。
5. 総会の議事は出席地区代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 総会では次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 会費及び分担金の賦課徴収法
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 財産目録に関する事項
  - (5) その他会長が必要と認めた事項

### 合同協議会

#### 第22条

- 会長は必要に応じ、理事会と地区代表委員との合同協議会を開くことができる。
2. 会長は議事進行を統括する。
  3. 合同協議会は、理事会の過半数かつ地区代表委員の過半数の出席をもって成立する。
  4. 合同協議会に諮られた議案に関しては、出席者の過半数を持って決する。可否同数の場合は、会長の決するところとする。
  5. 総会議長、副議長、監事、顧問、および合同協議会で認めた者は合同協議会に出席し意見をのべることができる。但し、議決には参加できない。

### 第7章 委員会

#### 委員会

#### 第23条

会長が特に必要と認めた場合は理事会の議を経て委員会を設置することができる。

### 第8章 資産及び会計

#### 資産

#### 第24条

この会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 分担金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金その他の収入

日本株式会社人材育成部会員登録

第25条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本会の会計及び事務は、日本産婦人科医会千葉県支部に委嘱してこれを行う。

第9章 棉 则

細則

本会則の施行に必要な細則は別に定める。

全則の変更

本会則は総会において出席地区代議員の三分の二以上の賛成により、変更することができる。

2. 会則を変更したときには会員に文章をもって通知しなければならない。

准 用細胞は核の外に各種の細胞器を含む複合体で構成される。

<sup>10</sup> 第29条

本会則に定めるもののほかは、社団法人日本産科婦人科学会定款による。

附則一、總經理由總經理人選任用，總經理人選由總經理人委派，總經理人委派由總經理人委派。

1. 本会則は昭和52年7月16日から施行する。
  2. 本会則施行の日をもって、昭和40年4月1日施行の日本産科婦人科学会千葉地方部会会則を廃止する。
  3. 現役員は本会則により選出されたものとする。
  4. 昭和55年5月31日一部改正、同日より施行。
  5. 平成5年5月15日一部改正、同日より施行。
  6. 平成13年5月19日一部改正、同日より施行。
  7. 第4条2.は平成14年5月25日一部改正、同日より施行。
  8. 第15条2.は平成14年5月25日一部改正、平成15年4月1日より施行。
  9. 第2条は平成16年5月22日一部改正、同日より施行。
  10. 平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産科婦人科学会千葉地方部会会則施行細則

### 連合地方部会

#### 第1条

本会は他の地方部会と連合して連合地方部会を結成することができる。

### 事務代行

#### 第2条

本会は社団法人日本産科婦人科学会、連合地方部会の事務の一部又は会費の徴収を代行することができる。

### 入会金及び会費の納入

#### 第3条

本会の入会金は次のとおりとする。

入会金 5,000円

2. 会費はその年度の8月31日までに納入しなければならない。

### 名誉会員、功労会員の推薦

#### 第4条

会長は理事会の議を経て、社団法人日本産科婦人科学会の定める名誉会員、功労会員の適任者を社団法人日本産科婦人科学会長に推薦することができる。

### 役員の任期

#### 第5条

役員の任期は社団法人日本産科婦人科学会の理事選出を行う年の4月1日より翌々年3月31日までとする。但し社団法人日本産科婦人科学会定款施行細則第19条によりその任期を変更することができる。

### 役員の選出

#### 第6条

役員選出に関する事項は日本産科婦人科学会千葉地方部会役員選出規程による。

### 理事の定数

#### 第7条

総会選出理事の定数は12名とする。選挙による選出を要しない会長推薦の理事は2名以内とする。会長推薦理事については、就任後、初めての総会で承認を得るものとする。

### 地区

#### 第8条

地区は市郡医会を単位とする。各地区は理事会の議を経て隣接地区と合併することができる。

## 会議

### 第9条

- 会議は議長の指揮下に行われる。
2. 会議において発言しようとするものは議長の許可を得なければならない。
  3. 会議の議決は挙手、起立又は投票もって行う。
  4. 会議において議長の制止にもかかわらず、議事と関係ない発言、或いは不規則発言等によりいちじるしく議事の進行を妨げ、又は暴力をもって議事を妨げるものは議長これに退席を命ずることができる。

総会議長又は総会副議長の理事会出席

### 第10条

総会議長、総会副議長は理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決には参加できない。

## 学術奨励賞

### 第11条

別に定めるところにより、これを授与する。

## 細則の改正

### 第12条

本細則は総会における出席地区代議員の議決を経て変更することができる。

## 附 則

本細則は日本産科婦人科学会千葉地方部会会則と同時に施行する。

本会則施行細則第7条は、平成14年5月25日一部改正、平成15年4月1日より施行。

平成18年5月20日一部改定、同日より施行。

## 日本産科婦人科学会千葉地方部会役員選出規程

### 第1条

日本産科婦人科学会千葉地方部会は会則第13条の役員選出に関し本規程を定める。

### 第2条

- 会長は選舉日の少なくとも30日以前に役員の選挙を会員に通知しなければならない。
1. 本規程は、昭和57年4月1日より施行する。
  2. 説明会規則第13条一部改正、同日より施行する。
  3. 平成14年5月20日一部改正、同日より施行する。
  4. 平成18年5月20日一部改定、同日より施行する。

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

### 立候補及び推薦

#### 第3条

役員に立候補しようとするものは、選挙日の14日前迄に会員2名以上の推薦を附し、会長まで立候補の届出をしなければならない。

会員2名以上で役員を推薦しようとするものは被推薦者の承認を得て、前項と同様会長に届出るものとする。

立候補者・被推薦者は、千葉地方部会員として会費を12月1日までに完納した者とする。

会長は各立候補者・被推薦者その所属地区及びそれらの推薦者名を選挙の前日迄に地区代議員に通知しなければならない。

立候補者及び被推薦者が定員を超えた場合は総会の選挙により決定する。

立候補者及び被推薦者が定員に満たない場合は不足数について、選挙されたる次期会長は総会の承認を経て任命することができる。

### 選 挙

#### 第4条

会長、理事及び監事の選挙は総会の投票により行う。

2. 総会議長は選挙長となり投票立会2名、開票立会人2名を指名する。

3. 投票は定数連記無記名とする。

4. 役員当選者は得票者上位より順次決定し、最下位同数の場合は抽選により決定する。

5. 会長候補者が1名のみであるときは、その信任を問い合わせ、過半数をもって決定する。

6. 副会長は新会長が推薦し、総会にて承認を受けること。

### 選挙結果の通知

#### 第5条

議長は選挙の結果、決定した役員名を全ての会員に速やかに通知しなければならない。

### 補 則

#### 第6条

役員選出に関するその他必要な事項は議長の決するところによる。

### 選出規程の改正

#### 第7条

本規程は総会の議決を経て改正することができる。

### 附 則

本規程は日本産科婦人科学会千葉地方部会会則と同時に施行する。

2. 昭和55年5月31日一部改正、同日より施行。

3. 昭和59年6月9日一部改正、同日より施行。

4. 平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産科婦人科学会代議員選出規程

### 趣旨

#### 第1条

日本産科婦人科学会千葉地方部会は、会則第18条の学会代議員の選出に関し、本規程を定める。

### 立候補及び推薦

#### 第2条

1. 学会代議員の立候補者は選挙の行われる12月1日までに千葉地方部会に在籍していたものとする。

2. 学会代議員の立候補及び推薦に関する手続きは同地方部会役員選出規定第3条1・2・3・4・5・6項に準ずる。

### 選考委員会

#### 第3条

学会代議員選考委員会の構成は日本産科婦人科学会千葉地方部会会長・副会長、と総務、学術担当理事および日本産婦人科医会千葉県支部長・副支部長とする。

#### 第4条

選考委員会は候補者を推薦し、総会で決定する。

### 学会代議員の選出と任期

#### 第5条

学会代議員の選出期限は改選年の1月末日までとする。

2. 学会代議員は原則として就任する前年の12月31日に65歳未満であることが望ましい。
3. 学会代議員の任期は社団法人日本産科婦人科学会の定款に定められた任期とする。
4. 学会代議員が何らかの理由で欠員となった場合には次点を順次繰り上げるが、その任期は前任者の残存期間とする。

### 選挙結果の通知

#### 第6条

会長は選挙結果について学会代議員の氏名を公示する。さらに速やかに社団法人日本産科婦人科学会に報告する。

### 選出規程の改正

#### 第7条

本規程は総会の議決を経て改正することができる。

### 附 則

1. 本規程は、昭和55年5月31日より施行する。
2. 昭和59年6月9日一部改正、同日より施行。
3. 平成14年5月25日一部改正、同日より施行。
4. 平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 日本産科婦人科学会千葉地方部会学術奨励賞規程

**第1条** 本賞を授与するためには、該会の各会員が、その研究成績を以下に掲載を以て、本會一般会員の学術研究を助成することを目的として、学術奨励賞をもうける。

### 第2条

本賞は、優れた学術研究を発表した会員のうちから選考の上、これを授与する。

### 第3条

受賞者は、選考委員会の答申を経て、理事会でこれを決定する。

### 第4条

表彰の内容は、選考委員会で定める。

### 第5条

選考委員会は、会長、副会長、日産婦医会支部長、大学産科婦人科教授、総務及び学術担当理事をもって構成する。

### 第6条

表彰は、総会において行う。されば、この規程を実施するための運営委員会は、理事会でこれを承認する。

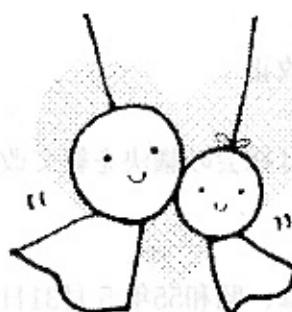
### 第7条

この規程は、理事会の議を経なければ変更出来ない。

### 附 則

この規程は、昭和57年2月19日より施行する。

2. 平成14年5月25日一部改正、同日より施行。



## 千葉県産科婦人科医会会則

### 第1章 名称および事務所

#### 名称

#### 第1条

本会は千葉県産科婦人科医会と称する。

#### 事務所

#### 第2条

本会は事務所を千葉市中央区千葉港7-1千葉県医師会内に置く。

### 第2章 組織

#### 組織

#### 第3条

本会は千葉県医師会員であつて、日本産婦人科医会千葉県支部（以下日産婦医会千葉県支部）または日本産科婦人科学会千葉地方部会（以下日産婦学会千葉地方部会）の会員を以て組織する。

### 第3章 目的および事業

#### 目的と事業

#### 第4条

日産婦医会千葉県支部および日産婦学会千葉地方部会の目的を総括し、事業を兼務する。

### 第4章 役員

#### 役員

#### 第5条

本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

監事 2名

#### 役員の選出

#### 第6条

日産婦医会千葉県支部及び日産婦学会千葉地方部会役員の互選とする。

#### 役員の職務

#### 第7条

委託役員の職務の執行によるものがあるときは、委託を受ける者は、委託を受けたものと同一であることがある。

## ◆ 代議員会・総会報告 ◆

会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は、理事会を組織し、会務を処理する。

監事は経理を監査する。

### 第5章 資産および会計

#### 資 産

##### 第8条

本会の資産は、日産婦医会千葉県支部および日産婦学会千葉地方部会の資産とする。

#### 会 計

##### 第9条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

### 第6章 補 則

#### 会則の変更

##### 第10条

本会則は、日産婦医会千葉県支部および日産婦学会千葉地方部会の総会において出席地区代議員の3分の2以上の賛成により、変更することができる。

#### 附 則

本会則は平成12年5月20日から施行する。

2. 平成14年5月25日一部改正、同日より施行。

3. 平成18年5月20日一部改正、同日より施行。

## 平成18年度日産婦医会千葉県支部・日産婦学会千葉地方部会 総会 母体保護法講習会

日本産婦人科医会千葉県支部 支部長 八田 賢明

平成18年度は、母体保護法指定医師の指定更新が行われます。9月中旬までに千葉県医師会より指定医師に更新の案内が通知される予定です。

### 千葉県医師会母体保護法指定医師指定規程

#### (指定医師の条件)

第2条 指定を受けようとする医師（以下「申請者」という）は、次の各号に定める条件を満たし、法令等、遵守事項を励行できる者でなければならない。

(1) 人格 指定医師としての品位を保ち、責任を負い義務を履行し得る者であること。

(2) 技能 医師免許取得後5年以上経過しており、

① 都道府県医師会が認める研修機関において、合計3年以上産婦人科医として専門知識を研修した者。更に、手術及び救急処置等の手技を修得し、その研修期間中に30例以上の人工妊娠中絶手術または流産手術の実地指導を受けた者。ただし、流産手術の数は半数以下にとどめるものとする。

または

② 日本産科婦人科学会専門医の資格を有する者、

(3) 設備

① 人工妊娠中絶手術を行い得る設備及び救急に対応できる体制を備えた収容設備（以下「診療施設」という）があること。

② 千葉県医師会が救急体制の状況を勘案して連携施設を必要と判断した場合、申請者は承諾書および誓約書（様式8）を会長に届けること。

(4) その他 日本産婦人科医会会員であることが望ましい。

#### (指定の更新)

第5条 指定医師の指定期間は、始期を11月1日（以下「更新日」という）とし、終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

2. 前項による期間が満了する指定医師で、更新を希望する者は更新申請書（様式4）及び誓約書（様式7）を更新の1ヶ月前に所属地区医師会を経由して本会に申請しなければならない。

3. 第1項による期間中に新たに申請した者で、期間満了の前日までに2年に満たないものについても、期間が満了したものとみなす。

#### (更新の審査)

第6条 更新の審査内容は、第2条の要件及び第16条の誓約事項等を基にして審査する。

2. 要件及び誓約事項に反すると認められるときはその善処を指導し、従わないときは更新しないことがある。

◆ 県医師会ニュース ◆

(指定医師の誓約)

第16条 指定医師として指定された者は、速やかに次の各号に掲げる事項を遵守する旨の誓約書（様式7）を会長に提出しなければならない。

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応の厳守
  - (2) 人工妊娠中絶手術及び不妊手術について法令等に定める届出事項の厳守、更新までに必要な届出を履行すること
  - (3) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること
  - (4) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講し、更新時、日本産婦人科医会研修シール6枚を提出すること
  - (5) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとすること
  - (6) 必要に応じて術後の受胎調節の指導を実施すること

更新に必要な規程は上記となります。  
特に、(2)人工妊娠中絶実施報告書の提出されていること、(4)日本産婦人科医会の研修シール6枚の提出が必要であること、が条件となります。  
また、指定医師の条件として、設備の条件が必要となります。無床の施設で、連携施設の届出がない施設は、連携施設の届出が必要になります。

# 学術研修会実施一覧

## 千葉 地方委員会

	月 日	研 修 会 名	場 所
1	4月14日	第21回千葉県こども病院周産期カンファレンス	千葉県こども病院
2	4月15日	第30回東総産婦人科医会学術講演会	黄鶴
3	5月14日	日本産婦人科医会千葉県支部・日本産科婦人科学会千葉地方部会総会	千葉県医師会大会議室
4	5月19日	君津木更津産婦人科医会 新生児未熟児研究会	東京ベイプラザホテル
5	5月28日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
6	6月4日	第23回千葉県母性衛生学会学術集会	千葉市総合保健医療センター5F
7	6月18日	第3回千葉県周産期・新生児研究会	千葉県医師会会議室
8	6月24日	君津木更津産婦人科医会学術講演会	東京ベイプラザホテル
9	6月27日	第33回上総産婦人科臨床検討会	帝京大学市原病院
10	7月2日	市川市産婦人科医会学術講演会	市川市医師会
11	7月7日	千葉地区産婦人科医会学術講演会	オークラ千葉ホテル
12	7月7日	第3回順天堂大学浦安病院産婦人科臨床カンファレンス	順天堂大学浦安病院
13	7月8日	第3回東葛産婦人科懇話会	ホテルサンガーデン柏
14	7月11日	第5回北総ブレストケアセミナー	ホテルサンガーデン柏
15	7月23日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
16	8月4日	第22回千葉県こども病院周産期カンファレンス	千葉県こども病院
17	9月1日	日本産科婦人科学会千葉地方部会・日本産婦人科医会千葉県支部合同研修会	ホテルニューオータニ幕張
18	9月10日	第6回リプロダクション研究会・学術講演会	ホテルサンガーデン千葉
19	9月16日	第31回東総地区産婦人科医会学術講演会	黄鶴
20	9月17日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
21	10月1日	千葉県STI(性感染症)研究会第3回学術集会	センシティータワー22F
22	10月7日	第33回上総産婦人科医会臨床検討会	帝京大学市原病院
23	10月14日	印旛市郡山武産婦人科医会学術講演会	ウィッシュトンホテルユーカリ
24	10月13日	千葉県こども病院周産期カンファレンス	千葉県こども病院

◆ 医会活動から ◆

25	10月15日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
26	10月22日	平成17年度日本産婦人科医会千葉県支部・日本産科婦人科学会千葉地方部会秋季研修会	市川市医師会
27	10月28日	第7回婦人科臨床腫瘍研究会	ホテルザマンハッタン
28	10月29日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
29	10月29日	第1回千葉県民禁煙推進大会講演会	千葉駅ビルペリエホール
30	11月11日	柏市医師会学術講演会	三井ガーデンホテル柏
31	11月19日	第4回千葉県周産期新生児研究会	亀田総合病院
32	11月24日	第46回北総産婦人科医会臨床症例検討会	国保松戸市立病院
33	12月2日	第3回市川産婦人科医会懇話会	市川市医師会
34	1月11日	第35回上総産婦人科医会臨床検討会	五井グランドホテル
35	1月20日	千葉県がん換点病院学術講演会（第32回東総地区産婦人科医会講演会）	国保旭中央病院
36	1月21日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
37	1月23日	第6回北総ブレストケアセミナー	三井ガーデンホテル柏
38	1月28日	日本産科婦人科学会千葉地方部会平成17年度冬期学術講演会	ホテルザマンハッタン
39	1月29日	第6回ちば思春期研究会	聖徳短大
40	2月2日	第24回千葉県こども病院周産期カンファレンス	千葉県こども病院
41	2月9日	第6回日本産婦人科医会千葉県支部・日本産科婦人科学会千葉地方部会性教育セミナー	千葉市生涯学習センターホール
42	2月16日	第4回順天堂大学浦安病院臨床カンファレンス	順天堂大学浦安病院
43	2月17日	北総不妊症研究会	三井ガーデンホテル柏
44	2月18日	平成17年度「女性の健康週間」市民公開講座 (日産婦学会千葉地方部会・日産婦医会千葉県支部講演会)	千葉市文化センター
45	3月11日	北総産婦人科医会講演会	松戸商工会館
46	3月25日	船橋地区産婦人科医会学術研修会	船橋グランドホテル
47	3月27日	第36回上総産婦人科臨床検討会	帝京大学市原病院

# 日本産科婦人科学会千葉地方部会学術奨励賞を受賞して

船橋・鎌ヶ谷地区新生児聴覚スクリーニング協議会

成和会山口病院 産婦人科 山 口 曜

今年度の「日本産科婦人科学会千葉地方部会学術奨励賞」を受賞させていただき、ありがとうございました。わが国で新生児聴覚スクリーニング装置の発売が開始されすでに8年が経過しました。スクリーニング開始直後は、全出生新生児に対するユニバーサルスクリーニングが予定されていましたが、財政上の問題、療育環境の整備状況の地域格差、またそれ以上にとくに地方での分娩施設の壊滅的な減少など、周産期をめぐる環境の変化により、現在では当初の全国的なユニバーサルスクリーニングは実現の可能性が遠ざかり、個々の施設による個別スクリーニングが中心となっています。しかし、最近の調査では、全体で50%、民間施設に限れば、70%以上の施設でスクリーニングが施行されており、新生児聴覚スクリーニングは新生児に対するルーチンな検査のひとつとして定着しつつあります。また、スクリーニング開始直後に早期診断された聴覚障害児が就学年齢に達するようになり、早期診断された児の言語、コミュニケーション能力などに関する検討も報告されてきています。このため、今後、聴覚スクリーニングの有効性が再認識されると予想されます。

今回受賞した課題は、地域における新生児聴覚スクリーニング成績に関するもので、2002年から開始された、船橋・鎌ヶ谷地区での地域における新生児聴覚スクリーニング方式の構築と実施成績の報告が中心となっています。協議会参加施設を表1に掲げさせていただきます。

船橋・鎌ヶ谷地区での新生児聴覚スクリーニング協議会は、1) 協議会設立に賛同した産婦人科医の個々の集まりで、行政とは直接のかかわりはなく、財政的な援助もない任意の集まりであること、2) 効率的で精度の高い新生児聴覚スクリーニング方式を構築するため、経済性に優れる耳音響放射(OAE)と精度に優れる自動聴性脳幹反応(AutomatedABR)を組合せた2段階スクリーニング方式を取り入れている、の2点が大きな特徴です。

地域でのスクリーニング数は、2002年1月から2006年1月までに19,000人に上り、27名(0.14%)の聴覚障害児の早期診断が可能でした。この19,000人というスクリーニング成績は、わが国では、行政を中心に全県で全出生新生児にユニバーサルマスクリーニングを行っている岡山県全県でのスクリーニング成績に次ぐ規模のデータになり、またOAEを併用した方式としては最大規模のデータであり、全国的に適応可能な方式であると考えています。実際のスクリーニング成績を図1、図2に示します。スクリーニング成績の概要是、厚生労働科学研究費補助金「子ども家庭総合研究事業「全出生児を対象とした新生児聴覚スクリーニングの有効な方法及びフォローアップ、家族支援に関する研究」報告書、ならびに同「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」研究報告書に掲載されています。

幸いなことに、千葉県内には、小児聴覚障害の専門医、聴覚障害を持つ乳幼児に対応可能な教育施設も整備されています。今後、教育施設との協力のもと早期診断された児の予後も追跡し、スクリーニングの有効性に対しての検討を進めたいと考えています。

最後に、このような機会を与えていただきました日本産科婦人科学会千葉地方部会会長河村堯先生はじめ会員諸先生方に御礼を述べさせていただくとともに、日ごろスクリーニング成績を報告していただいている協議会参加施設の皆様に深謝いたします。

表1. 船橋・鎌ヶ谷地区新生児聴覚スクリーニング協議会参加施設

北島産婦人科医院	倉橋産婦人科
滝口産婦人科	本田産婦人科
船橋市立医療センター	前田産婦人科医院
鶴医院	おおしおウィメンズクリニック
山口病院	
さちレディースクリニック	
小沢産婦人科医院	小張総合病院耳鼻咽喉科
くらもちクリニック	千葉県こども病院耳鼻咽喉科
北原産婦人科	
共立習志野台病院	
石崎産婦人科	
船橋二和病院	
千本産婦人科	
十河産婦人科	

図1 船橋・鎌ヶ谷地区新生児2段階スクリーニング成績

2002.1-2006.1

スクリーニング希望 18961例

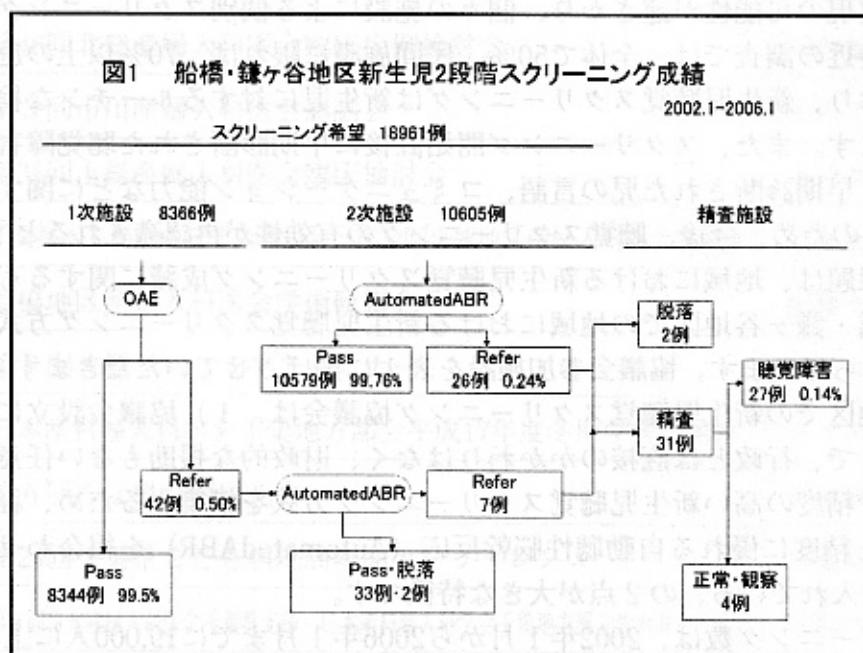


図2 船橋・鎌ヶ谷地区新生児聴覚スクリーニング協議会における  
2段階聴覚スクリーニングの実績 (2002.1-2006.1)

スクリーニング機関: OAEまたはAABRでのスクリーニングを実施  
(17施設) 入院中および退院後1週間までを担当。  
実数 18961例 対応予測 400例/月 実績 約387例/月

2次スクリーニング機関: AABRでの2次スクリーニングを実施  
(4施設) 1次スクリーニングでのrefer持続例を再検査  
実数 42例 対応予測20例/月 実績 0.85例/月

精査施設: (2施設)  
AABRまたは2次スクリーニングでのrefer持続例に対応  
実数 31例 対応予測1例 実績 0.63例/月  
聴覚障害実数 27例 0.14% 聴覚障害発見 0.55例/月

# ● ● ● 社保だより ● ● ●

社保担当理事 十河正寛

今年4月からの診療報酬改定と全国支部社保担当者連絡会での質疑事項などをご報告いたします。

## 1) 診療報酬の改定

4月からの産婦人科関係での主な改正点は、次の通りです。

### ① 緊急帝王切開と選択帝王切開の文言の適正化

緊急帝王切開術は、選択帝王切開を予定していた場合にあっても、母体及び胎児の状況により緊急に帝王切開になった場合は、算定できることになりました。

### ② ハイリスク妊娠婦共同管理料（I）（II）

### ③ ハイリスク分娩管理加算

②、③は、算定条件、対象疾患、施設基準などがあります。

### ④ NSTの外来使用 月1回を限度として算定可

算定の適応症は、入院と同様です。また、入院は従来通り週1回で、

### ⑤ CA125精密測定：子宮内膜症の診断のための算定

### ⑥ ポローハンドル、子宮破裂手術の増点

⑦ 切迫早産における子宮収縮抑制剤に硫酸マグネシウム製剤「マグセント注100ml」の認可。（ご使用に際しては、平成18年5月の日産婦医会研修ニュースNo.11をご参照ください。）

## 2) 全国支部社保担当者連絡会

平成17年5月28日（日）京王プラザで行われました。会議の詳細は、日産婦医会報（6月号）に掲載されると思われます。

昨年度のブロック別協議会の支部提出議題・質疑事項をお知らせいたします。

1. 卵膜遺残の除去術は、新設の子宮内容除去術（不全流産）[1910点]で請求可能か？それとも流産でないため、子宮内膜搔爬術[1180点]にすべきか。

（回答）他院での手術後であれば可。自院で不可。ある日数が必要。

2. 新設の「ハイリスク妊娠婦共同管理料」（I）（II）について

### ① 紹介元医は分娩に立ち会う医学管理などが必要なのでしょうか？

② 「紹介先の病院の診療録には主治医の医学管理等が行われた旨を記載する」とありますが、紹介元主治医が記載するのですか？

（回答）

① 分娩に立ち会う必要はない。自院のカルテに、紹介先の主治医との治療方針などを記載する。

② 受けたほうの主治医が記載する。

3. 正常分娩後、新生児が黄疸その他で疾患にかかった場合は初診料の算定は？

（回答）算定は不可。

## ◆社会保険情勢◆

### 4. ハイリスク分娩管理加算について

- ① 常位胎盤早期剥離のため、この加算算定する場合、産褥期でも算定できますか？
- ② 40歳以上の初産婦もしくはBMI35以上の初産婦の適応で算定する場合、分娩費は自費でしょうか、保険算定でしょうか？

(回答) 分娩そのものは正常でも可。

### 5. 妊婦風疹抗体価が高値の時、風疹IgMと風疹IgGは、やはり同一月は算定できませんか？

(回答) 現在は不可。

### 6. 赤血球の不規則抗体検査は、帝王切開・子宮外妊娠の手術当日にしか算定出来ませんか？

(回答) 当日のみ算定です。

### 7. 膀胱炎などの病名を付記して尿中有形成分定量検査を多数のレセプトで傾向的に請求する医療機関がありますが、認められますか？

(回答) 膀胱炎は適応症として認められるが、傾向的な場合は（単なる膀胱炎では過剰）面接指導を。

### 8. 最近、血液凝固系、線溶系の検査を他項目請求する医療機関が多くなりました。以下の病名での範囲まで認められますか？

- ① 出血傾向
- ② 良性腫瘍の術前検査
- ③ 帝王切開の術前検査
- ④ 悪性腫瘍の術前あるいは治療経過観察中
- ⑤ 妊娠性高血圧、蛋白尿、浮腫（旧妊娠中毒症）
- ⑥ 血液凝固異常（疑いを含む）
- ⑦ DICの疑い

(回答) ①②③④は出血時間、血小板、PT、APTT

妊娠性高血圧、蛋白尿、浮腫（旧妊娠中毒症）はPT、APTTのみ、FD-P、D-Dダイマー、AT-Ⅲは詳記が必要

悪性腫瘍など出血が多いと予想される場合の術前検査では、FD-P、D-Dダイマー、AT-Ⅲも検査可能。

### 9. GnRH製剤を6ヶ月投与後、再投薬までの休薬期間はどれくらいですか？

(回答) 一般的には6ヶ月（骨量などに影響）

### 10. 子宮内胎児死亡で母体に緊急を必要とする状況がない場合の帝王切開術、吸引娩出術、骨盤位娩出術などは認められますか？

(回答) 帝王切開は可能だが、吸引分娩、骨盤位娩出術は子宮内胎児死亡の病名だけでは不可。

### 11. 経腔手術時（子宮内膜搔爬術、卵巣のう腫排液術など）の麻酔法として陰部神経ブロックがなぜ保険適応とならないのでしょうか？

(回答) 麻酔法ではなくブロックであるため手技料はとれない（薬剤料は請求可能）。

### 12. 腹式卵巣のう胞排液術を実施したところ17日後に再度のう胞が再発腫大したため2回目の手術を実施（同月中に）しましたが、2回目の手術も請求できますか？

(回答) 手術は1回で終了するのが原則であり、不可。ただし、詳記により必要と認められれば可。

### 13. 分娩時筋層に及ぶ裂傷があるので点数表の解釈通り1,650点の請求をしたところ返戻されました。日産婦社保必携の解釈は知っていますが、点数表に記載してある項目が何故保険請求できないのか理解できません。

- (回答) 原則として主治医の判断による。日産婦医会としては手術料の単独請求はせず、分娩料(自費)に含める様指導されたい。
14. 不妊症の病名で腹腔鏡検査を全身麻酔(100分)下で実施しましたが、この場合肺血栓塞栓症予防管理料を請求してもよろしいでしょうか。また、同時に硬膜外麻酔の持続注入(1日間)の請求はどうでしょうか。
- (回答) 肺血栓塞栓症予防管理料、硬膜外麻酔は算定可。
15. 子宮体がんの病名で頸管スメアは可か。(ピランや頸管がんの疑いなどの病名なし)
- (回答) 疑い病名なら不可。体がんなら可。浸潤の疑いでと注記を。
16. 前期破水の病名のみで抗生素投与は可か。上限や日数制限は?
- (回答) 可。分娩まで可。その間、感受性検査を。
17. 進行卵巣癌で1回目片側卵巣、大網部分切除、骨盤リンパ腺郭清施行、癌化学療法後、2回目手術、片側卵巣、子宮、大網切除、骨盤リンパ腺郭清した場合の手術点数は?
- (回答) 子宮付属器悪性腫瘍手術×2 可。
18. 子宮脱でペッサリー交換時の請求方法。特に短期化での交換について。
- (回答) 子宮脱非観血的整復法は処置なので、月2回まで可。
19. 子宮内膜ポリープ疑いに超音波診断は認められるか。またsonohysterography施行時の請求方法。
- (回答) 初診時には認めている。Sonohysterographyは超音波プラス薬剤のみ。
20. IUGRに対してのマルトースなどの点滴治療。
- (回答) 不可。
21. 一般腹部手術に適する抗生物質の使用量と期間。
- (回答) 3~5日 最大7日まで。使用量は常用量。
22. 子宮内胎児死亡例に対するラミナリアの使用。
- (回答) 流産手術では不可。プレグランディン使用の場合には、それにラミナリアは含まれる。
23. レポビスト使用による超音波検査時の手技料が不可となっていますが、その理由をお教えください。
- (回答) 発売時に厚労省より注入手技料は薬剤料に含めるとなった。
24. 外陰コンジローム切除術の算定は以下のどれで算定すべきですか。
- K824 陰茎尖圭コンジローム切除術 1,130点
  - K849 女子外性器腫瘍摘出術 2,340点
  - K747 膀胱尖圭コンジローム切除術 1,040点
  - K006-1 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外) 1,280点
- (回答) K824 陰茎尖圭コンジローム切除術 1,130点
25. 子宮脱と尿失禁の病名で腔式形成術ならびに子宮全摘術(K685-4、19,200点)に併せて尿失禁手術(K823-2、17,300点)を算定できますか。
- (回答) 腔式形成術・腔式子宮全摘術と腹式尿失禁手術であれば可。
26. 子宮内膜症、子宮筋腫の病名で腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術(K863、17,100点)と子宮鏡下子宮筋腫摘出術(K873、12,500点)の併用算定は可でしょうか。
- (回答) 卵巣、卵管などに病巣があれば可。子宮筋腫のみ病名なら不可。
27. 悪性腫瘍術後患者に、下記の検査を行う際、期間(術後何年まで)及び検査間隔(何ヶ月毎に)は。
- ① 超音波
  - ② 細胞診

## ◆ 社会保険情勢 ◆

- ③ 腫瘍マーカー（悪性腫瘍特異物質治療管理料）
- ④ CT・MRI
- (回答) ①超音波 不可  
②細胞診 1～6ヶ月に1回（子宮がんのみ）  
③腫瘍マーカー（悪性腫瘍特異物質治療管理料）1～6ヶ月に1回  
④CT 3～6ヶ月に1回  
MRI 再発疑いなどの病名が必要  
期間は患者の状態で判断を
28. 子宮頸管ポリープ切除術と子宮頸管スメアを同時に施行した場合、頸管粘液採取料の算定は認めていますか。
- (回答) 不可。手術に際しての診断的採取は不可。
29. 日産婦医会報（H17年3月号）で「子宮筋腫で腹腔鏡下子宮筋腫核出術と子宮鏡下子宮筋腫核出術、同一臓器、同一病巣であるため不可」となっておりましたが、内膜症あるいは不妊症と子宮筋腫の診断で腹腔鏡下手術と子宮鏡下子宮筋腫核出術は可能でしょうか。
- (回答) 不妊症で検査だけだと不可。内膜症で卵巣部分切除や病巣除去術を行った場合は別病名になるので可。
30. ジスロマック錠の効能追加で尿道炎と子宮頸管炎が追加になったが卵管炎は含まれていないのでクラミジア卵管炎は適応外なのか。
- (回答) 不可。（卵管炎に対する治療を行っていないため。）
31. HPLの適応として胎盤機能不全の病名が記載されていない妊娠中毒症や双胎、あるいはIUGRの病名のみでHPL検査を算定してよろしいでしょうか。
- (回答) 胎盤機能不全が推測される場合は認めても良いが、胎盤機能不全の記載があるのが原則。
32. 膀胱洗浄が膀胱炎の病名なしに認められる病名は？
- 初診時、切迫流早産、頸管無力症、頸管ポリープ、頸管炎、子宮脱、腹部ビラン症、排卵障害、機能性子宮出血、尖圭コンジローマ。
- 保険者から膀胱洗の可否について問い合わせがあります。
- (回答) 出血や帶下増加などをきたしうる病名は可。排卵障害（＝卵巣機能不全）、コンジローマ（膀胱内）も可。
- （以下次号に続く）

## 平成17年度 第3回合同協議会 議事録

日 時：平成18年3月24日（金）午後3時から5時30分まで

場 所：千葉県医師会第一会議室

千葉市中央区千葉港7-1（電話043-242-4271）

出席者：八田支部長、井橋副支部長、大川・諏訪部・十河・山口・佐野

吉田・河西・梁各理事・千本議長、林・貝田監事・本間・本田

吉岡・八田・水谷・内藤・塙本 各地区代表委員、遠藤副地区代表委員

欠席者：河村地方部会長、松井地方部会副会長、細田副支部長、神谷・鴨井

窪谷・清水各理事、篠原・長岡 各地区代表委員

### 前回議事録の確認

資料①

### 協議事項

1. 千葉県医師会e-Learningでの研修単位について（吉田） 資料②  
日産婦学会の研修シールは更新時に150単位必要である。千葉県医師会が全国に先駆けて始めたe-LearningというWEB上で研修することができるシステムを最後まで見て、テストを受けると医師会の研修単位が貰えるということで、産婦人科の専門医の単位にできないかということで検討した。資料のとおり学会の5単位として認めたいと思うがいかがか。（案） 国会を前に検討（承認）
2. 千葉県医師会医事紛争処理特別委員会委員の推薦について（八田） 資料③  
千葉県医師会から3名の推薦依頼があった。井橋、小堀先生はそのまま継続で推薦し、八田先生の代わりに佐野先生を推薦する。（案） 組合を前に検討（承認）
3. 「あつまれ！ ちばダウン症児・者ファミリーと仲間たち」の後援について..... 資料④  
後援する。（案） 組合を前に検討（承認）
4. 「国際助産師の日」の集いの後援について..... 資料⑤  
後援する。（案） 組合を前に検討（承認）
5. 福島県での事件に対する対応について（八田） 資料⑥  
抗議文を出す。千葉県支部として募金口を作る。（案）
6. 平成17年度事業報告案について（各理事） 資料⑦  
資料のとおり。代議員会へ提出。
7. 平成18年度事業計画案について（各理事） 資料⑧  
総務部：市町村合併が終わった段階で会員名簿を発行する。地方部会のあり方検討委員会を設置して検討していく。  
経理部：会費体系について検討する。  
医事紛争部：医療安全の2回目を検討している。  
医療対策部：助産師会との交流を重点に。

## ◆ 役員会等報告 ◆

公開講座の担当は、学術も広報も母子保健も関係するので、一応学術部に入れておき、その時の内容で担当を決める。

代議員会へ提出。

8. 平成18年度代議員会・総会について（吉田・梁理事）…………… 資料⑨

田附興風会医学研究所北野病院女性骨盤外科センター部長（前大阪大学助教授）古山将康先生に特別講演を依頼し、内諾をいただいているがいかがか。（承認）

9. 千葉県支部会則（案）について（山口）…………… 資料⑩

資料のとおり、原案を作成した。主な改正点は、理事定数若干名を細則にて規程し11名に。支部長指名理事を2名以内と規定。顧問は支部長が理事会の承認を得て委嘱する（総会は年1回のため）。会議は理事会、総会、合同協議会と規定。

現行では、意味づけのはっきりしなかった総会を地区代議員による代議制と変更。一般会員は総会に出席し、意見を述べることができるが議決には参加できない。現行の代議員会が総会となるため代議員会制が廃止される。改選の年には、会計監査のための総会とは別途に選挙のための臨時代議員会を開催するとした。

一部を訂正し、代議員会へ提出。（承認）

10. 千葉地方部会会則（案）について（神谷）…………… 資料⑪

資料のとおり、原案を作成した。主な改正点は、理事定数若干名を細則にて規定。12名に。副会長は理事の中から会長が指名する。会長指名理事を2名以内と規定。会長の任期は連続2期4年まで。会議は、理事会、総会、合同協議会と規定。現行では意味づけのはっきりしなかった総会を地区代議員により代議制と変更。一般会員は総会に出席し意見を述べることができるが議決には参加できない。現行の代議員会が総会となるため、代議員会は廃止される。改選の年には、会計監査のための総会とは別途に選挙のための臨時総会を開催する。この際、合わせて学会代議員の決定を行う。立候補、被推薦者は12月1日までに入会金及び会費を完納したものとする。現行は地方部会在籍3年以上の規定があるがこれを廃止する。

学会代議員の選考について、選考委員会の規定を改定。原則65歳で定年とする、等とした。

会長の任期は連続2期4年までとの規定を削除し、語句の一部を訂正し、代議員会へ提出。

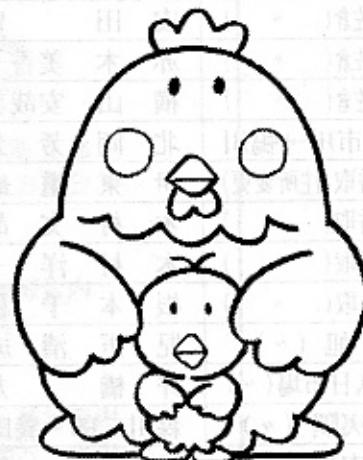
（承認）

11. その他

### 報告事項

1. 日本産婦人科医会代議員会・総会の出席について（3/19）（井橋）
2. 日本医師会家族計画・母体保護法指導者講習会の参加について（12/3）（八田・井橋）
3. 医会関東ブロック広報委員会の出席について（12/10、2/18）（山口）
4. 第2回支部医療安全委員会について（1/12）（井橋・佐野）
5. 千葉県新生児聴覚スクリーニング専門部会について（1/13）（山口）
6. 千葉県医師会母体保護法指定医師指定審査委員会の出席について（1/24）（八田・河村）
7. 平成17年度地方部会・支部冬期学術講習会について（1/28）（河村他）

8. 医会全国ブロック医療対策連絡会議の出席について (2/5) (窪谷)
  9. 第6回性教育セミナーの開催について (2/9) (大川)
  10. 平成17年度母性健康管理電話相談事業第3回相談医会議について (2/9) (細田)
  11. 地方部会・支部市民公開講座について (2/18) (梁)
  12. 医会関東ブロック幹事会の出席について (2/18) (大川) .....資料⑫
  13. 支部・地方部会広報委員会について (2/24) (神谷)
  14. 医会関東ブロック支部長会の出席について (3/11) (八田)
  15. 医会関東ブロック役員会の出席について (3/11) (八田)
  16. 支部社保委員会について (3/16) (十河)
  17. 支部周産期委員会について (3/27) (清水)
  18. 日産婦学会千葉地方部会学術奨励賞について (河村) .....資料⑬
- 今年度は2例の応募があり、選考委員会で選考した結果、船橋市の山口病院山口暁先生の新生児聴覚スクリーニングの2段階スクリーニング方式に関する研究を表彰することとした。表彰は5月20日の総会にて行う。
19. 支部・地方部会合同研修会について (河村)
  20. その他



## 会員の訃報・入退会・異動(変更)状況

**【訃報】**謹んでお悔やみ申し上げます。 (敬称略)

野田	市岡 崇 弘	平成18年5月14日 ご逝去
----	--------	----------------

### 【入会(転入)】

(敬称略)

地区	氏名	医療機関名	届出月
浦安	楠木 総司	順天堂浦安病院	5月
浦安	丸山 真由子	順天堂浦安病院	5月
印旛	石田 洋昭	東邦大医療センター佐倉病院	5月
印旛	斎藤 麻由美	東邦大医療センター佐倉病院	5月
安房	石黒 共人	亀田総合病院	5月
旭	高嶺 智子	旭中央病院	5月
市川	石川 光也	東京歯科大市川総合病院	5月
千葉	小橋 元	放射線医学研究所重粒子医学センター	5月
柏	高野 浩邦	東京慈恵会医科大学柏病院	5月

### 【退会(転出)】

(敬称略)

地区	氏名	退会・転出理由・転出先	届出月
流山	岡野 滋行	加藤産婦人科 (東京へ)	5月
旭	桑島 斎三	旭中央病院 (退会)	5月

### 【異動(変更)】

(敬称略)

旧地区→新地区	氏名	新医療機関名等	届出月
佐倉(病院名変更)	伊藤 元博	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	木下俊彦	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	矢野ともね	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	深谷 曜	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	斎藤 智博	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	川島 秀明	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	高島 明子	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	安田 豊	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	赤木 美香子	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
佐倉(〃)	横山 安哉美	東邦大学医療センター佐倉病院	5月
市川→鴨川	北岡 芳久	亀田メディカルセンター	5月
香取(住所変更)	伊東 重成	香取市佐原 12285	5月
香取(〃)	木村 文哉	香取市北 2-4-4	5月
香取(〃)	木村 洋一	香取市北 2-4-4	5月
香取(〃)	根本 千秋	香取市佐原 1163	5月
旭(〃)	児玉 清成	旭市後草 2052-3	5月
八日市場(〃)	井橋 力	匝瑳市八日市場 12496	5月
夷隅(〃)	森川二郎・義郎	いすみ市岬町長者 177	5月
安房(〃)	青木 謹	南房総市安馬谷 2071	5月
八日市場(〃)	鈴木 秀宣	匝瑳市椿 706	5月
千葉(名称変更)	土井 茂治	稻毛バースクリニック	5月
市原→千葉	吉川 守	黎明会 山王病院	5月
千葉(開業)	杉本 伴芳	千葉市美浜区高洲3-20-45 あかねこどもクリニック	5月
千葉→船橋	尾崎 江都子	社会保険船橋中央病院(旧姓・川村)	5月

## 編集後記

日本産科婦人科学会が6月14日に公表した「全国実態調査」で、改めて産科・産婦人科が“危機的状況”にあることが判明した。同調査は昨年11月、学会が各都道府県の地方部会長に呼びかけて行ったもので、最新の実態を物語る貴重なデータとして注目される。

調査の発端は、厚生労働省による調査が実態とかけ離れているのではないか、ということだった。厚生労働省の調査では、分娩取り扱い施設は6,398カ所（02年）、医師数は10,594人（04年）とされているが、日本産科婦人科学会の調査では、分娩を扱っていると判断できる医療施設は3,063カ所、医師数は7,985人で、厚生労働省が把握している数とは相当のギャップ（施設数にいたっては半分以下）がある。

いかに“危機的状況”とはいえ、わずか数年間でこのように激減したわけではないはずだ。問題なのは、国の調査データは施策に反映されるということである。実態からかけ離れた数字が一人歩きをし、それに基づいて策定される施策が、いかに現実離れしたものであるかは論をまたない。政府の施策がいつも“後手”に回ってしまうのは、実態からかけ離れたデータを基にしているからに他ならない。

その意味で、今回の実態調査は厚生労働省の産科医療対策の見直しを迫るものになるはずだが、果たして当局にそれを受け入れるだけの度量があるか、ということも問題である。

（H・Y）

### 千葉県産科婦人科医会報（第63号）

平成18年6月29日 印刷

平成18年6月30日 発行

発行者 日産婦医会千葉県支部  
日産婦学会千葉地方部会

〒260-0026  
千葉市中央区千葉港7-1  
千葉県医師会内

T E L. 043(242)4271(代)  
F A X. 043(246)3142

編集者 広報担当理事 神谷直樹  
広報委員会 井橋 力・神谷 直樹  
山口 晓・岩崎 秀昭  
野島三知夫・吉岡 英征

印刷 株式会社 集賛舎